

# 袖ヶ浦市地域福祉活動計画

## (第5期) 計画案

令和8年2月

袖ヶ浦市社会福祉協議会

表紙裏 白頁

## 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって .....                 | 1  |
| 1 計画策定の背景 .....                      | 1  |
| 2 地域福祉とは .....                       | 3  |
| 3 計画の位置づけ .....                      | 4  |
| 4 計画期間 .....                         | 6  |
| 5 計画の策定体制 .....                      | 7  |
| 第2章 本市を取り巻く地域福祉の現状 .....             | 9  |
| 1 統計からみる市の現状 .....                   | 9  |
| 2 各地区的概況 .....                       | 19 |
| 3 地域福祉に関する近年の国や社会の動向 .....           | 23 |
| 第3章 これまでの取組と課題 .....                 | 25 |
| 1 第4期計画の総括 .....                     | 25 |
| 2 第4期計画の目標ごとの振り返り .....              | 30 |
| 3 第5期計画の実施に向けて .....                 | 36 |
| 第4章 計画の基本的な考え方と目標 .....              | 37 |
| 1 基本理念 .....                         | 37 |
| 2 基本視点 .....                         | 37 |
| 3 計画の目標 .....                        | 38 |
| 4 計画の体系 .....                        | 39 |
| 5 協働による計画の推進 .....                   | 40 |
| 第5章 事業の展開 .....                      | 42 |
| 基本目標1 地域への親しみや地域の福祉に関わる人材づくり .....   | 42 |
| 基本目標2 地域のつながりや支え合いの充実 .....          | 47 |
| 基本目標3 みんなでつくる誰もが暮らしやすい地域づくりの推進 ..... | 51 |
| 第6章 地区の特性に応じた事業の展開 .....             | 56 |
| 1 昭和地区社会福祉協議会 .....                  | 56 |
| 2 長浦地区社会福祉協議会 .....                  | 58 |
| 3 蔵波地区社会福祉協議会 .....                  | 60 |
| 4 根形地区社会福祉協議会 .....                  | 62 |
| 5 平岡地区社会福祉協議会 .....                  | 64 |
| 6 中富地区社会福祉協議会 .....                  | 66 |

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第7章 計画の推進体制 ..... | 68 |
| 資料編 .....         |    |

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

袖ヶ浦市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）では、令和2年6月に「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）（以下、「第4期計画」という。）」を策定し、地域住民が自ら福祉活動に取り組み、生きがいを持って地域福祉を推進していく様子に、地域住民、事業所、団体、行政などと連携し、地域福祉活動を推進してきました。

しかし、計画期間中には新型コロナウイルス感染症の急拡大により経済活動や生活様式に大きな影響が及び、人と人とのつながりや、地域社会とのつながりの希薄化が進んだことなどが懸念されています。また、ひきこもりやヤングケアラー、老々介護、8050問題、自殺、虐待、子育て家庭の問題、生活困窮者や貧困の連鎖、防犯・防災等の地域の安全対策など、地域における課題は複雑化・複合化しており、地域のつながりの中で相互に助け合いながら様々な地域の課題解決に取り組み、地域とともに創っていく地域共生社会の実現が不可欠となっています。

このような中、国においては、令和3年4月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ等に的確に対応していくため、重層的支援体制整備事業が創設されるなど、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の整備の促進が図られています。

全国社会福祉協議会においても、令和2年4月を始期とする「全社協 福祉ビジョン 2020～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして」を策定し、21世紀における「地域共生社会」及び「持続可能な開発目標（SDGs）」の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を包含し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指すこととされ、令和7年3月の「社会福祉協議会基本要項 2025」においても、住民主体の理念に基づき住民や地域関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することが社会福祉協議会の使命として改めて掲げられました。

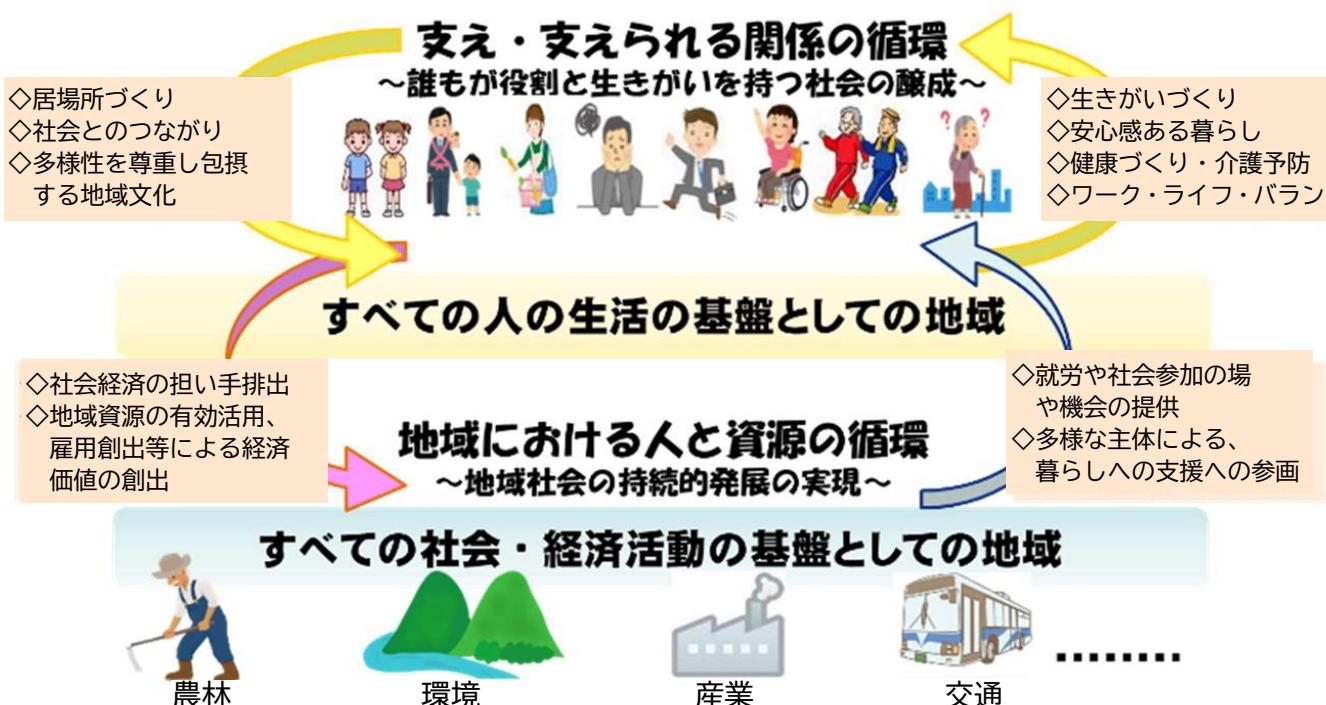
団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、高齢化率が大幅に上昇するなど、地域福祉を取り巻く環境も更なる変容が懸念されており、地域福祉活動計画に求められる事項の変化に対応していく必要があります。

そのため、地域共生社会の実現に向けて、国等の考え方や社会情勢の変化、市内の地域福祉活動の状況を踏まえながら、より住民のニーズに沿った内容で地域福祉が推進できるよう、第4期計画の成果と課題を分析し、市が同時期に策定する「袖ヶ浦市地域福祉計画（第4期）」と連携しながら更なる地域福祉活動の充実を図るため、新たに「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第5期）（以下、「本計画」という。）」を策定することとしました。

## ■地域共生社会について

国が提唱する地域共生社会とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」です。

### 【参考】地域共生社会のイメージ



資料：厚生労働省HP「地域共生社会の推進」より

地域共生社会を実現する方法は地方自治体（市町村）にゆだねられており、地域共生社会の推進の観点から、「社会福祉法」第106条の3では市町村が包括的な支援体制の整備に努めることされ、その具体的な方策の一つとして「重層的支援体制整備事業」が「社会福祉法」第106条の4に位置づけられています。

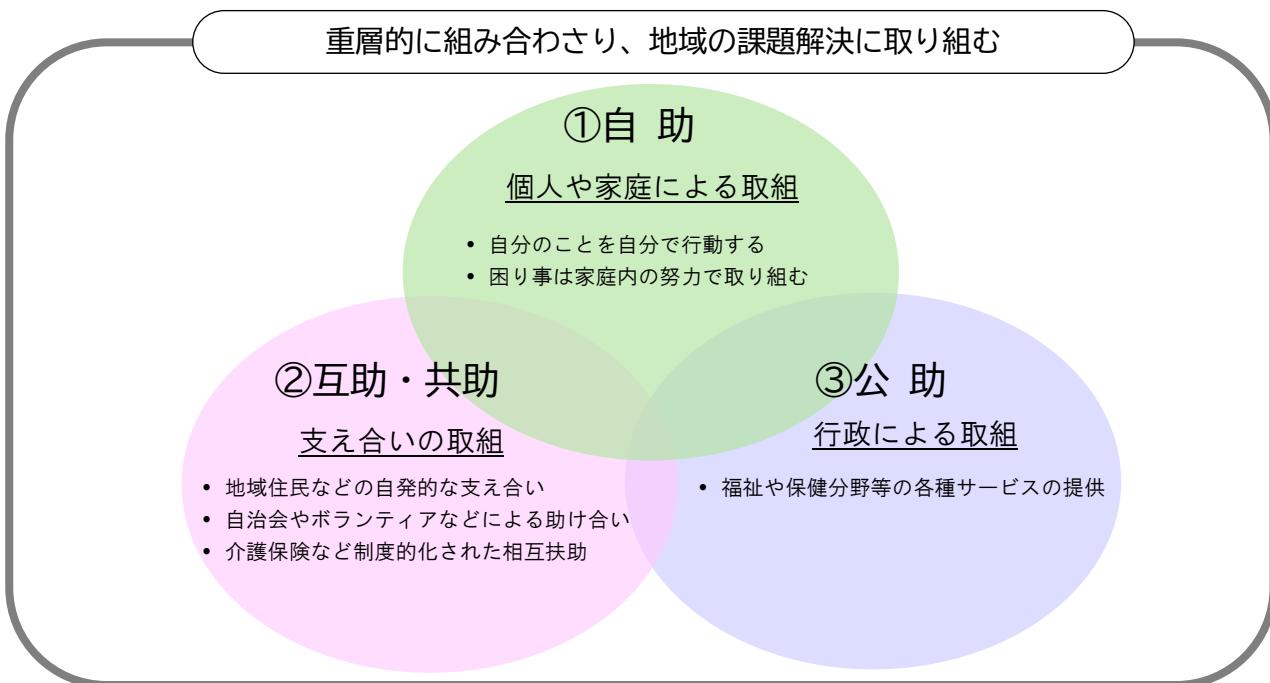
## 2 地域福祉とは

「福祉」というと、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉といった対象者ごとに分かれているものを思い浮かべることが一般的です。これら分野別の福祉は、その対象者ごとに必要な福祉サービスを提供するもので、「特定の人のため」という意味合いが強いものです。

しかし、地域福祉とは、対象者を限定せず、地域の中の困りごとを、地域住民や行政、社会福祉協議会、関係機関などとの関係性の中で解決していくための仕組みのことをいいます。つまり、地域福祉は特別なものではなく、誰にとっても身近に関わりのあるものといえます。

こうした地域福祉は、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせ、助け合いながら地域の課題解決に取り組んでいくことが重要なポイントとなります。

### 【「自助」「互助・共助」「公助」のイメージ】



①自助：個人や家庭でできることは自ら行います。

#### ②互助・共助

互助：地域住民や友人など、身近な人間関係の中で自発的に支え合います。

共助：制度的な裏付けのもとに相互に支え合います。

③公助：行政が提供する公的な福祉サービス等を提供します。

### 参考 「社会福祉法」より抜粋

第四条2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 本計画の法的根拠

「地域福祉活動計画」は、「社会福祉法」第109条において「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられた社会福祉協議会が、住民や地域の社会福祉関係者など相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

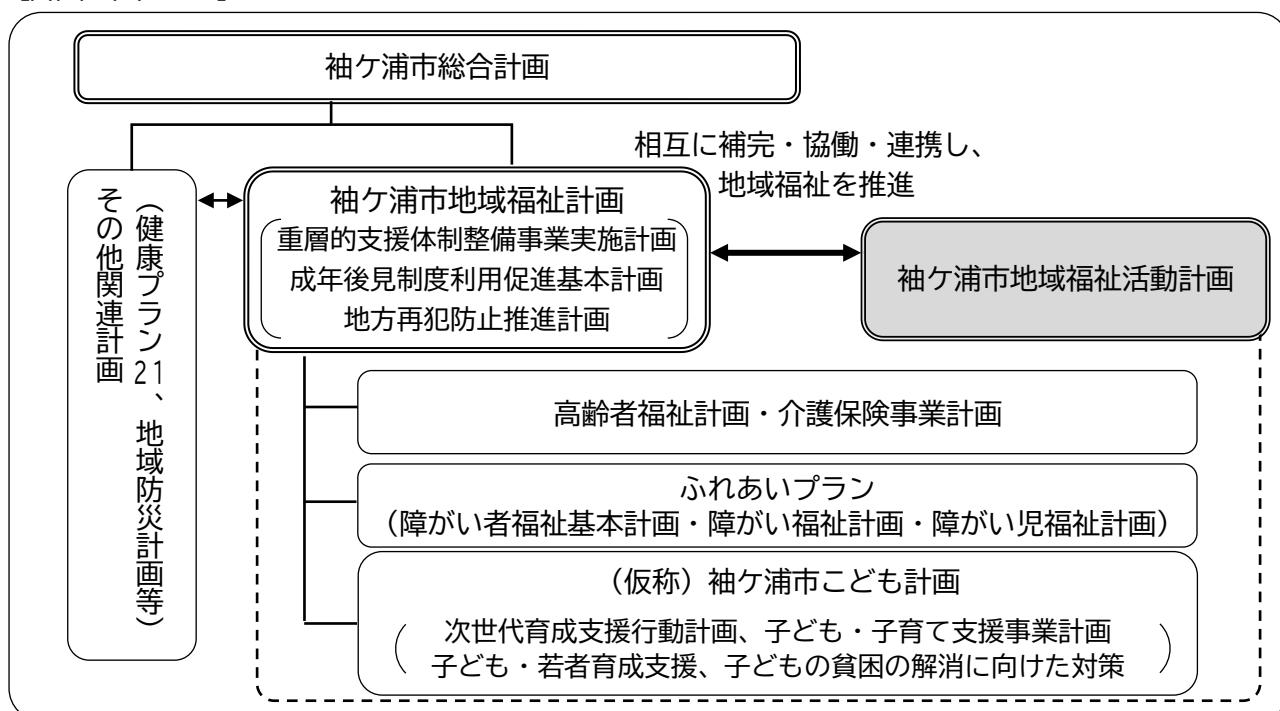
また、生活課題や地域における福祉課題を解決するための活動目標等を明らかにし、住民や地域の諸団体、事業所、行政、社会福祉協議会等が、それぞれの役割の中で協力、協働し、地域福祉活動を推進するための計画です。

なお、社会福祉協議会の経営に関する組織基盤及び財政基盤については、「袖ヶ浦市社会福祉協議会中期経営計画\*」に整理するものとします。

#### (2) 袖ヶ浦市地域福祉計画との連携協働

本計画は、袖ヶ浦市が策定する「袖ヶ浦市地域福祉計画（第4期）」と共に“地域福祉の推進”という共通の目標を掲げ、地域の生活課題や社会資源の状況などを共有し、それぞれの立場においてそれぞれの役割を果たし、相互に補完・協働・連携して地域福祉を推進していくため、整合を図り策定したものです。

##### 【計画の位置づけ】



##### 参考 袖ヶ浦市社会福祉協議会中期経営計画

中期経営計画は、社会福祉協議会が「社会福祉法」に明記された「地域福祉を推進する中核的な団体」として、その使命や経営理念、基本方針等を明確にし、地域福祉の推進に向けた組織体制、事業展開、財務等に関する具体的な取組を明示した中期行動計画です。

### (3) SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを目指しています。

地域福祉においても、SDGsの視点を踏まえて取組を進めていくことが重要なため、本計画においても、SDGsの掲げる目標を取り入れ、施策の展開を図ります。

【SDGsの17の目標】



#### 参考 「社会福祉法」より抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第一百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市につきましてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村につきましてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 4 計画期間

第4期計画が令和7年度に計画の最終年度を迎えることから、本計画は令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

【本計画の計画期間】

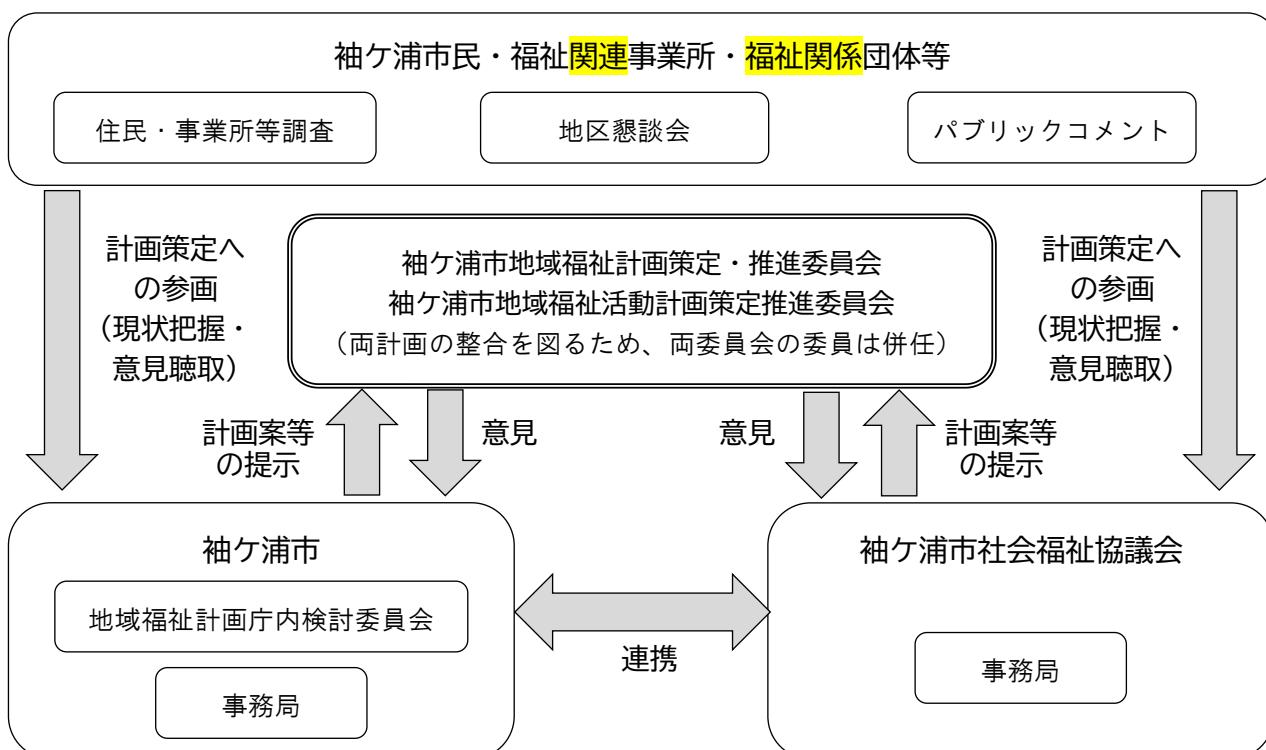
|              | 令和7<br>年度 | 令和8<br>年度 | 令和9<br>年度 | 令和10<br>年度 | 令和11<br>年度 | 令和12<br>年度 | 令和13<br>年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 袖ヶ浦市地域福祉活動計画 |           | 第5期       |           |            |            |            |            |
| 袖ヶ浦市地域福祉計画   |           | 第4期       |           |            |            |            |            |

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉団体の代表や学識経験者、市民等を構成員とする「袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会」及び「袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定推進委員会」（計画の整合性をとるために、委員は併任）を設置し、地域福祉を推進するための施策や実施事業等について検討し、計画案などの作成を進めました。

また、市民や福祉関連事業所（以下「事業所」という。）及び福祉関係団体（以下、「団体」という。）等の参画体制として、住民意識調査（アンケート）、事業所及び団体調査（アンケート、ヒアリング）、地区社会福祉協議会エリアごとの地区懇談会、パブリックコメントを実施し、地域福祉の在り方に関する様々な意見を反映させることに努めました。

### 【計画の策定体制】



### 【住民意識調査：アンケート調査】

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 調査対象者 | 令和6年8月時点で市内在住の満18歳以上の方            |
| 抽出方法  | 住民基本台帳から無作為抽出                     |
| 調査期間  | 令和6年10月1日（火）～10月22日（火）            |
| 調査方法  | 郵送配布・郵送回収による本人記入方式                |
| 回収結果  | 配布数：1,000件 有効回収数：366件 有効回収率：36.6% |

## 第1章 計画の策定にあたって

### 【事業所・団体調査：アンケート調査及びヒアリング調査】

| ■アンケート調査  |  |
|-----------|--|
| 調査対象      | 令和6年8月時点で、本市において福祉関連事業を展開している事業所及び福祉関係活動を実施している団体  |
| 参加事業所・団体  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所については、高齢者、障がい者、子育て等の分野を考慮して抽出</li> <li>● 団体については、民生委員・児童委員協議会、ボランティア連絡協議会のほか、福祉・子育て関係のNPO、青少年健全育成、地域スポーツを展開している生涯学習及び生涯スポーツ活動を実施している団体を抽出</li> </ul> |
| 調査期間      | 令和6年10月1日（火）～10月22日（火）   |
| 調査方法      | 郵送配布・郵送回収による本人記入方式   |
| 回収結果      | <p>【事業所】配布数：50件 有効回収数：28件 有効回収率：56.0%</p> <p>【団体】配布数：50件 有効回収数：38件 有効回収率：76.0%</p>   |
| ■ヒアリング調査  |  |
| 実施状況      | アンケート調査で回答のあった事業所及び団体のうち、ヒアリング調査の希望をうかがい、希望のあった事業所及び団体に対してグループ形式で調査を実施   |
| 調査期間      | 令和6年11月25日（月）  |
| 参加事業所・団体数 | <p>【事業所】午前6事業所、午後5事業所</p> <p>【団体】午前5団体、午後4団体</p>   |

### 【地区懇談会】

| 実施概要     | <p>市内6つの地区（昭和地区、根形地区、長浦地区、蔵波地区、平岡地区、中富地区）に基づき2地区合同開催とし、1地区2つのグループに分かれ、2回にわたって実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回：地区の課題の抽出・重要課題の検討</li> <li>● 第2回：重要課題に対するアイデア出し・発表</li> </ul>   |              |      |  |  |     |    |      |     |              |          |     |     |             |          |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |
|----------|---|--------------|------|--|--|-----|----|------|-----|--------------|----------|-----|-----|-------------|----------|-----|--|-----|----|------|-----|--------------|--------------|-----|-----|-------------|--------------|-----|--|-----|----|------|-----|--------------|--------------|-----|-----|-------------|--------------|-----|
| 参加者      | 地区社会福祉協議会、地区住民会議、総合型地域スポーツクラブ、社会教育推進員、保護司会、更生保護女性会、シニアクラブ、社会福祉法人等の団体区分に基づき、地区ごとに参加者を抽出  |              |      |  |  |     |    |      |     |              |          |     |     |             |          |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |
| 実施日・参加人数 | <p>昭和地区・根形地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>開催日</th><th>会場</th><th>参加人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td><td>令和7年1月27日（月）</td><td>市民会館中ホール</td><td>26人</td></tr> <tr> <td>第2回</td><td>令和7年2月3日（月）</td><td>市民会館中ホール</td><td>25人</td></tr> </tbody> </table> <p>長浦地区・蔵波地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>開催日</th><th>会場</th><th>参加人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td><td>令和7年1月29日（水）</td><td>長浦交流センター多目的室</td><td>28人</td></tr> <tr> <td>第2回</td><td>令和7年2月5日（水）</td><td>長浦交流センター多目的室</td><td>25人</td></tr> </tbody> </table> <p>平岡地区・中富地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>開催日</th><th>会場</th><th>参加人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td><td>令和7年1月31日（金）</td><td>平川交流センター視聴覚室</td><td>28人</td></tr> <tr> <td>第2回</td><td>令和7年2月7日（金）</td><td>平川交流センター視聴覚室</td><td>29人</td></tr> </tbody> </table> |              |      |  |  | 開催日 | 会場 | 参加人数 | 第1回 | 令和7年1月27日（月） | 市民会館中ホール | 26人 | 第2回 | 令和7年2月3日（月） | 市民会館中ホール | 25人 |  | 開催日 | 会場 | 参加人数 | 第1回 | 令和7年1月29日（水） | 長浦交流センター多目的室 | 28人 | 第2回 | 令和7年2月5日（水） | 長浦交流センター多目的室 | 25人 |  | 開催日 | 会場 | 参加人数 | 第1回 | 令和7年1月31日（金） | 平川交流センター視聴覚室 | 28人 | 第2回 | 令和7年2月7日（金） | 平川交流センター視聴覚室 | 29人 |
|          | 開催日   | 会場           | 参加人数 |  |  |     |    |      |     |              |          |     |     |             |          |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |
| 第1回      | 令和7年1月27日（月）  | 市民会館中ホール     | 26人  |  |  |     |    |      |     |              |          |     |     |             |          |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |
| 第2回      | 令和7年2月3日（月）   | 市民会館中ホール     | 25人  |  |  |     |    |      |     |              |          |     |     |             |          |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |
|          | 開催日   | 会場           | 参加人数 |  |  |     |    |      |     |              |          |     |     |             |          |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |
| 第1回      | 令和7年1月29日（水）  | 長浦交流センター多目的室 | 28人  |  |  |     |    |      |     |              |          |     |     |             |          |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |
| 第2回      | 令和7年2月5日（水）   | 長浦交流センター多目的室 | 25人  |  |  |     |    |      |     |              |          |     |     |             |          |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |
|          | 開催日   | 会場           | 参加人数 |  |  |     |    |      |     |              |          |     |     |             |          |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |
| 第1回      | 令和7年1月31日（金）  | 平川交流センター視聴覚室 | 28人  |  |  |     |    |      |     |              |          |     |     |             |          |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |
| 第2回      | 令和7年2月7日（金）   | 平川交流センター視聴覚室 | 29人  |  |  |     |    |      |     |              |          |     |     |             |          |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |  |     |    |      |     |              |              |     |     |             |              |     |

## 第2章 本市を取り巻く地域福祉の現状

### 1 統計からみる市の現状

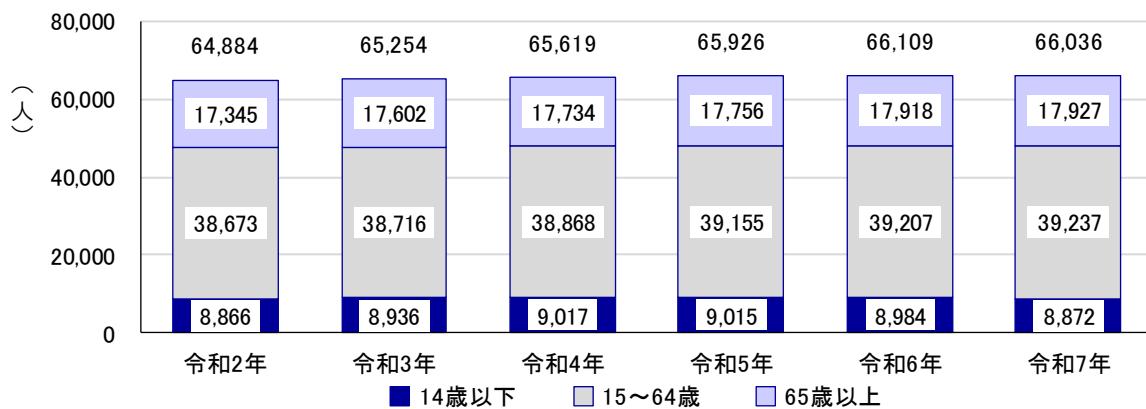
#### (1) 人口の状況

本市の人口は増加傾向にあり、令和7年は66,036人となっています。

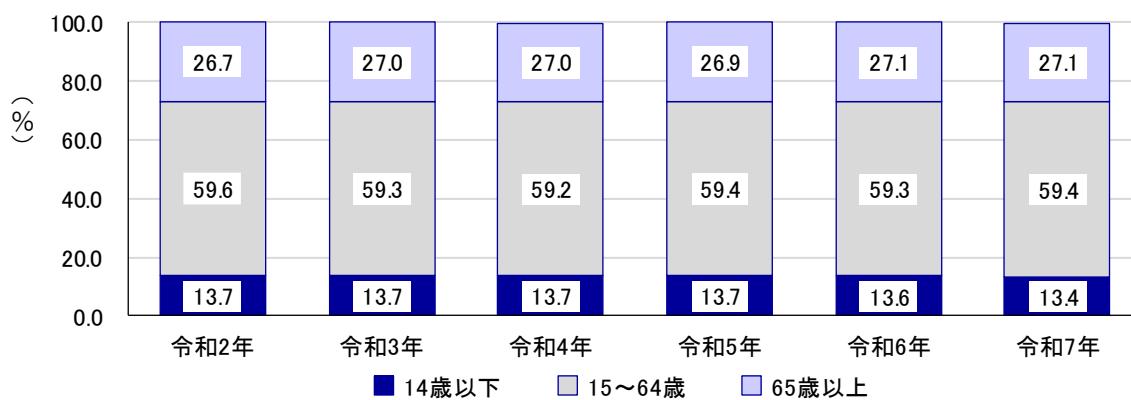
年齢層別にみると、「14歳以下」が8,872人、「15～64歳」が39,237人、「65歳以上」が17,927人となっています。「14歳以下」は令和5年以降減少に転じ、「15～64歳」及び「65歳以上」は増加しています。

年齢層別構成比をみると、「14歳以下」が13.4%、「15～64歳」が59.4%、「65歳以上」が27.1%となっています。年齢層別構成比はおおむね横ばいで推移していますが、令和2年から比較すると「14歳以下」及び「15～64歳」が若干低下し、「65歳以上」が若干上昇しています。

【人口推移】



【年齢層別構成比の推移】



資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点

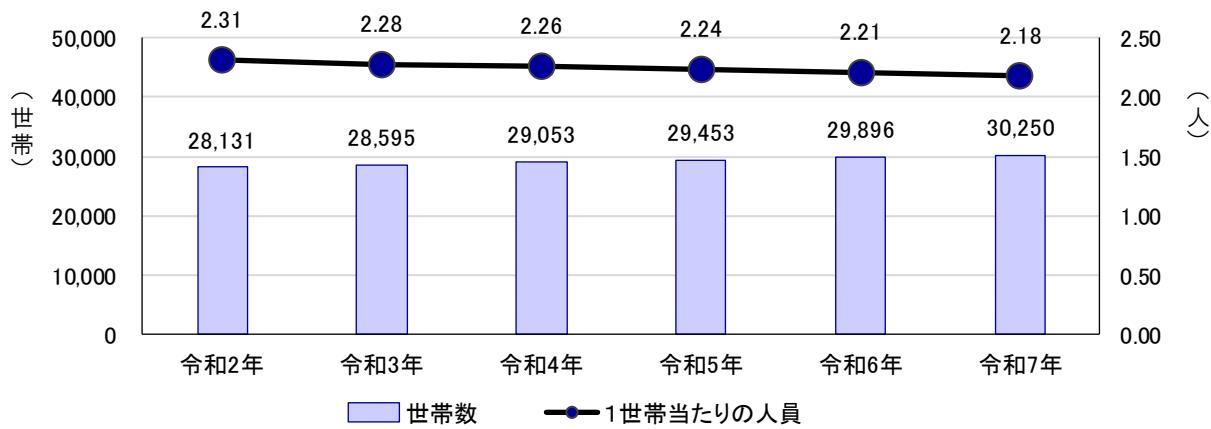
#### 参考 将来人口

本市の将来人口については、「袖ヶ浦市総合計画」において、令和13年（基本構想の目標年次）の目標人口を、総合計画に基づく効果的な施策の展開を図ることにより、65,000人以上を維持することとしています。

## (2) 世帯数及び1世帯当たりの人員の状況

世帯の状況をみると、「世帯数」は年々増加しています。一方、「世帯数」の増加に対して、「1世帯当たり人員」は減少を続けており、世帯構成員の減少がうかがえます。令和7年は「世帯数」は30,250世帯、「1世帯当たり人員」は2.18人となっています。

【世帯数及び1世帯当たりの人員の推移】



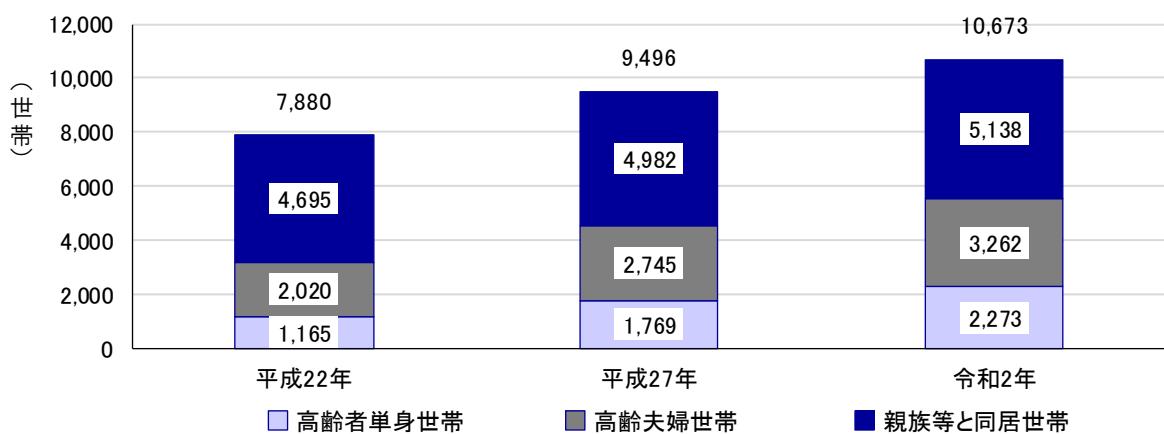
資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点

## (3) 高齢者の状況

### ① 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯数は増加しており、令和2年では「高齢者単身世帯」は2,273世帯、「高齢夫婦世帯」は3,262世帯、「親族等と同居世帯」は5,138世帯となり、高齢者のいる世帯の合計は10,673世帯となっています。平成22年からの推移をみると、高齢者のいる世帯は1.4倍増加していますが、高齢者単身世帯は2.0倍と増加が著しく、高齢夫婦世帯も1.6倍増加しています。

【高齢者のいる世帯の推移】



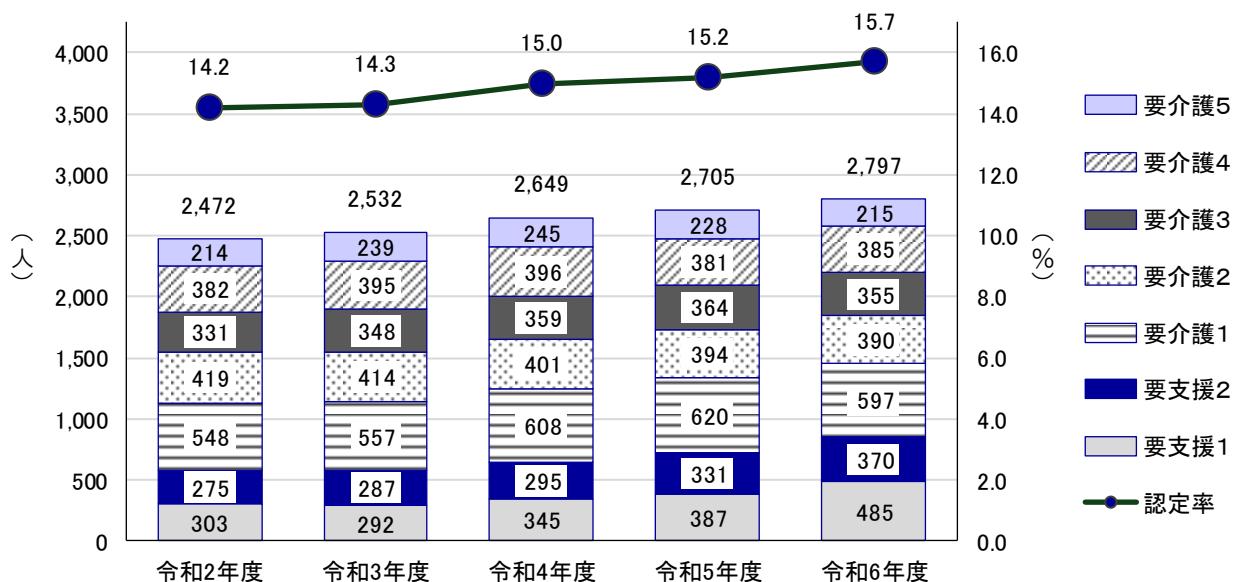
資料：国勢調査 各年10月1日時点

## ② 要支援・要介護認定者数の状況

本市における第Ⅰ号被保険者（65歳以上）のうち、要支援・要介護認定者数は増加しており、令和6年度の要支援・要介護認定者数の合計は2,797人となっています。「認定率※」は15.7%となり、全国（19.7%）及び千葉県（18.4%）よりも低いものの、上昇が続いています。

今後も高齢者人口の増加が見込まれ、認定者数も更に増加することが予測されます。

【要支援・要介護認定者数及び認定率の推移】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」

※認定率：第Ⅰ号被保険者に対する第Ⅰ号被保険者の要支援・要介護認定者の割合をいう。

## ③ 高齢者の就労状況

高齢者の就労状況についてみると、令和2年は「主に仕事」が3,149人、「家事の他仕事」は1,144人、「通学のかたわら仕事」は2人となり、「仕事をしている人の合計」は4,295人となっています。平成22年からの推移をみると、仕事をしている人は1.7倍の増加となっています。

「高齢者人口に占める割合」も上昇しており、高齢になっても何らかの仕事をしている人が増えています。

【高齢者の就労状況】

(人、%)

|               | 平成22年  | 平成27年  | 令和2年   |
|---------------|--------|--------|--------|
| 高齢者人口         | 12,157 | 15,143 | 17,057 |
| 主に仕事          | 1,881  | 2,653  | 3,149  |
| 家事の他仕事        | 586    | 858    | 1,144  |
| 通学のかたわら仕事     | -      | -      | 2      |
| 仕事をしている人の合計   | 2,467  | 3,511  | 4,295  |
| (高齢者人口に占める割合) | (20.3) | (23.2) | (25.2) |

資料：国勢調査 各年10月1日時点

## (4) 障がいのある人等の状況

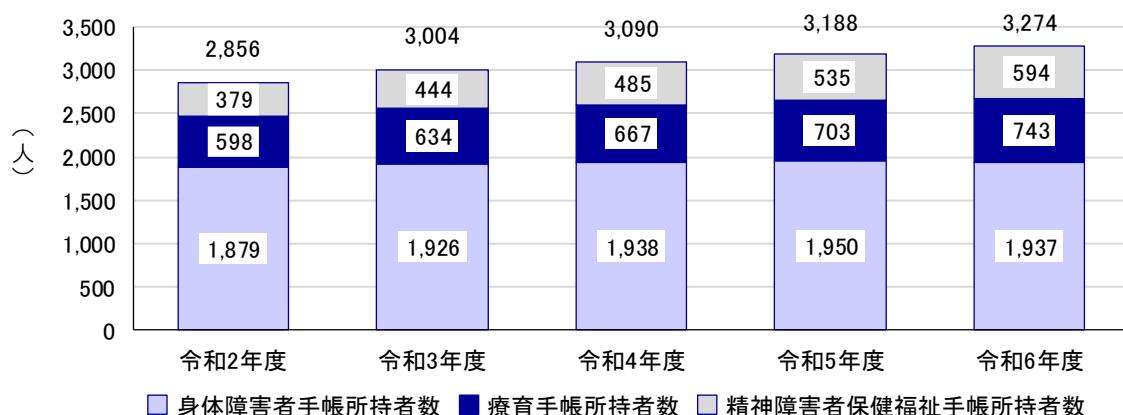
### ① 障害者手帳所持者等の状況

障害者手帳所持者数は増加しており、令和6年度は3種合計で3,274人となっています。

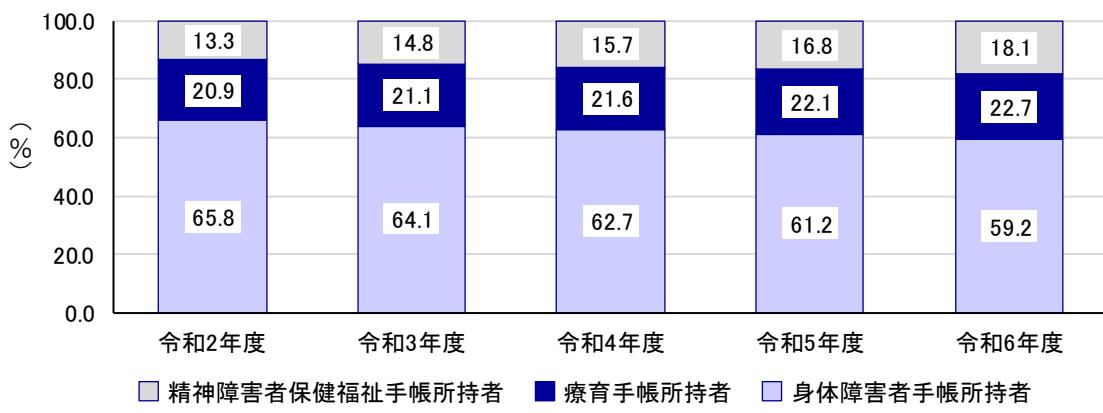
3種それぞれの障害者手帳所持者数も年々増加傾向にあり、「身体障害者手帳所持者」が59.2%と最も高くなっていますが、令和2年度からの推移をみると減少しています。一方、「療育手帳所持者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者」の割合は増加しています。

特定医療費（指定難病）受給者証を所持する難病患者数は近年増加し、令和6年度は545人となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】

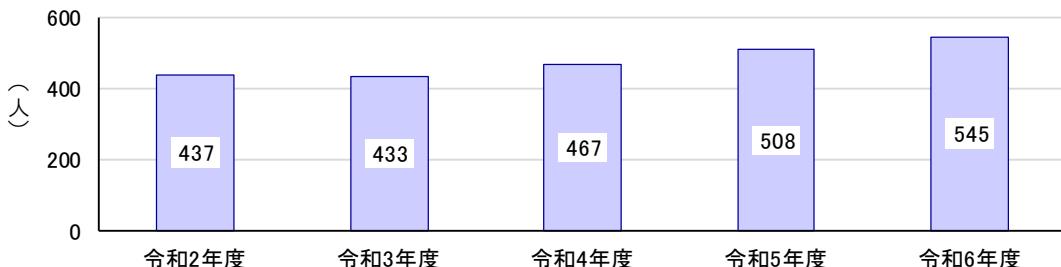


【障害者手帳所持者の構成比の推移】



資料：市・障がい者支援課 各年度末

【特定医療費（指定難病）受給者証の所持者数の推移】



資料：千葉県君津健康福祉センター 各年度末

## (5) 子どもの状況

### ① 子どものいる世帯の状況

令和2年の子どものいる一般世帯数のうち、「6歳未満親族のいる世帯」は2,587世帯、「18歳未満親族のいる世帯」は5,984世帯となっています。子どものいる一般世帯は核家族世帯が多く、一般世帯に占める割合は増加しており、令和2年は「6歳未満親族のいる世帯」で90.3%、「18歳未満親族のいる世帯」では87.2%となっています。

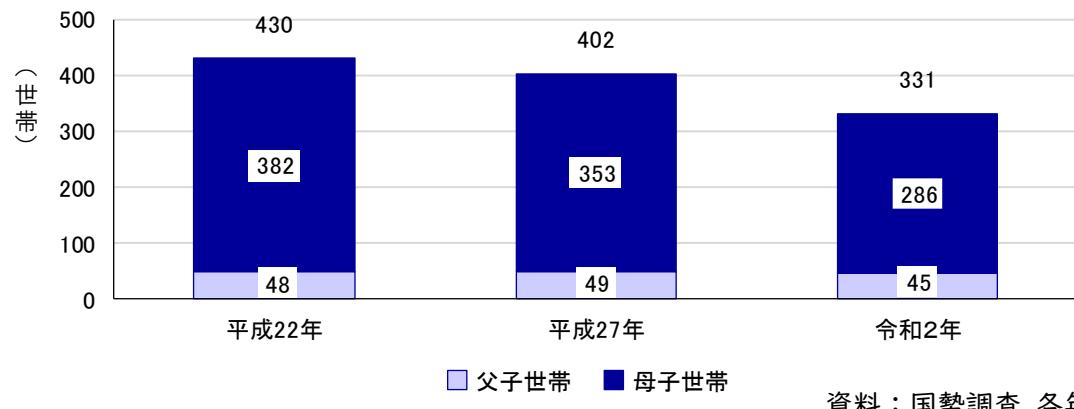
「母子世帯」「父子世帯」は減少傾向にあり、令和2年の「母子世帯」と「父子世帯」を合わせると331世帯となっています。

【子どものいる世帯数の推移】

(世帯、%)

|              | 平成22年  |          |          | 平成27年  |          |          | 令和2年   |          |          |
|--------------|--------|----------|----------|--------|----------|----------|--------|----------|----------|
|              | 一般世帯数  | うち、核家族世帯 | 核家族世帯の割合 | 一般世帯数  | うち、核家族世帯 | 核家族世帯の割合 | 一般世帯数  | うち、核家族世帯 | 核家族世帯の割合 |
| 一般世帯         | 21,335 | 13,525   | 63.4     | 22,545 | 14,520   | 64.4     | 25,321 | 15,752   | 62.2     |
| 6歳未満親族のいる世帯  | 2,402  | 1,967    | 81.9     | 2,315  | 2,024    | 87.4     | 2,587  | 2,335    | 90.3     |
| 18歳未満親族のいる世帯 | 6,011  | 4,648    | 77.3     | 5,855  | 4,887    | 83.5     | 5,984  | 5,220    | 87.2     |

【母子世帯・父子世帯の推移】



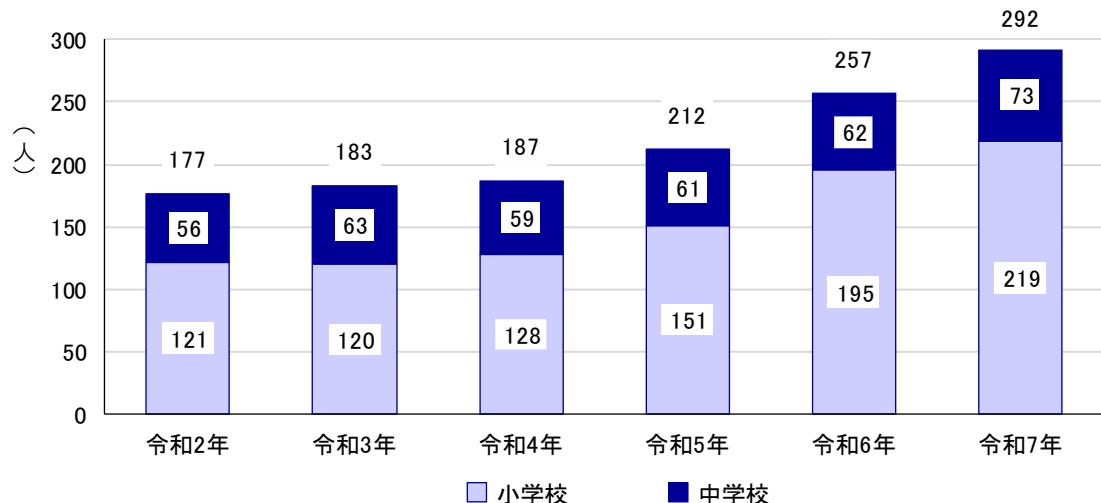
資料：国勢調査 各年10月1日時点

## 第2章 本市を取り巻く地域福祉の現状

### ② 支援が必要な児童・生徒の状況

本市の小・中学校に設置されている特別支援学級に在籍している児童・生徒数は増加傾向にあり、令和7年は「小学校」219人、「中学校」73人となっています。

【特別支援学級の児童・生徒数の推移】

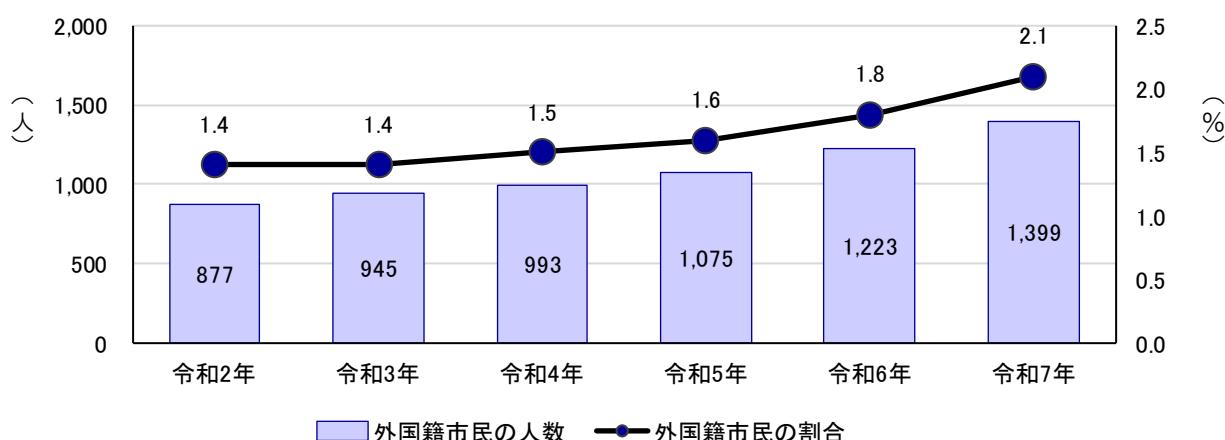


資料：市・教育委員会 各年5月1日時点

### (6) 外国籍市民の状況

「外国籍市民の人数」は増加しており、令和7年は1,399人となっています。総人口に占める「外国籍市民の割合」も増加しており、2.1%となっています。

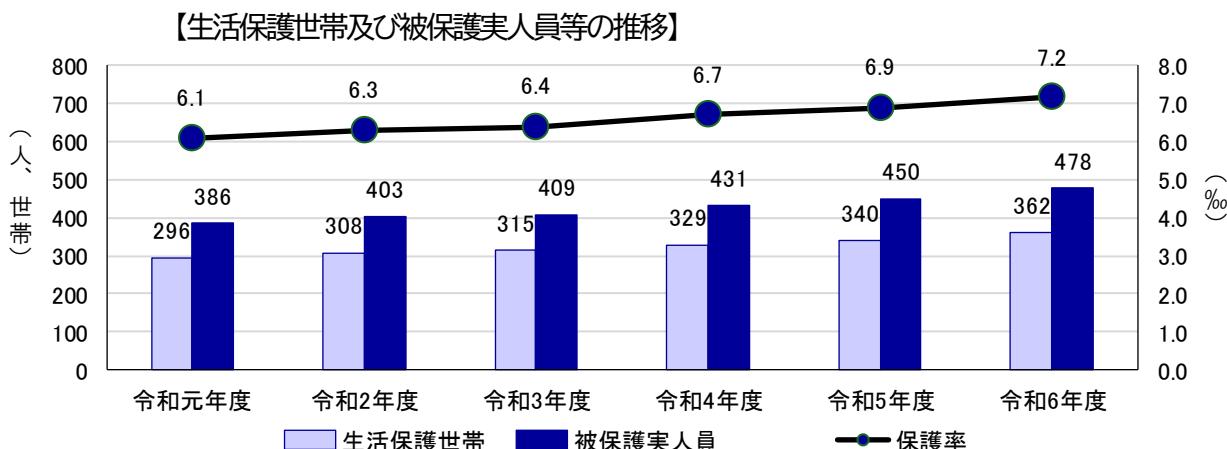
【外国籍市民の推移】



資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点

## (7) 生活保護世帯及び被保護者の状況

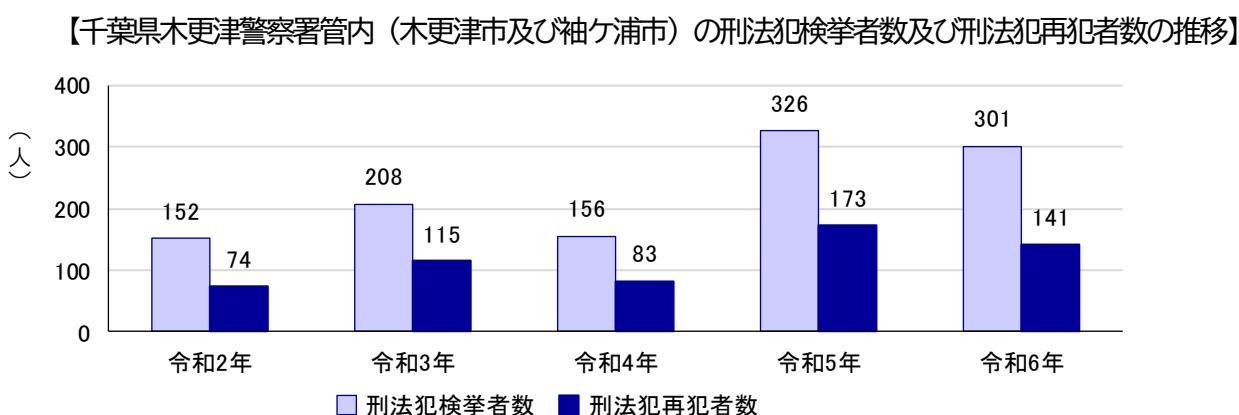
「生活保護世帯数」及び「被保護実人員」は増加しており、令和6年度の「生活保護世帯数」は362世帯、「被保護実人員」は478人となっています。「保護率」(人口千人当たり)も上昇しており、7.2‰となっています。



資料：千葉県健康福祉指導課 各年度末

## (8) 刑法犯認知件数の状況

千葉県木更津警察署管内における20歳以上の刑法犯検挙者数及び刑法犯再犯者数は、令和2年から令和4年は大きな変化はみられませんでしたが令和5年に大幅に増加し、令和6年は刑法犯検挙者数が301人、法犯再犯者数は141人に減少しています。



※刑法犯検挙者数は、一般の刑法犯検挙者数と「覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法」違反検挙者数の合計であり、その他の法令違反に係る検挙者数は含まれません。

資料：法務省 各年12月末時点

### 参考 全国の刑法犯再犯者率

刑法犯検挙者のうち、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを見る指標である再犯者率は、全国及び千葉県では5割程度で推移しており、減少の傾向がみられます。

### 【参考】刑法犯再犯者率の推移

|     | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 全国  | 49.1 | 48.6 | 47.9 | 47.0 | 46.2 |
| 千葉県 | 49.3 | 51.0 | 47.4 | 47.3 | 46.6 |

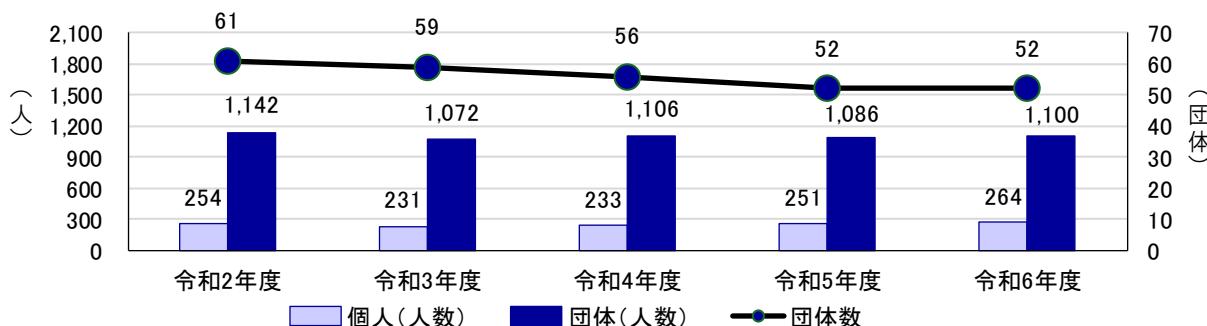
<資料：法務省 各年12月末時点>

## (9) その他

### ① ボランティア登録者数

「個人」のボランティア登録者数は令和3年度以降増加しており、令和6年度は264人となっています。団体については、「団体数」は減少傾向、「団体(人数)」は横ばいで推移しており、令和6年度は「団体数」が52団体、「団体(人数)」は1,100人となっています。

【ボランティア登録者数の推移】



資料：社会福祉協議会 各年度末

### ② シルバー人材センター会員数

シルバー人材センター会員数は減少しており、令和6年度は227人となっています。

【シルバー人材センター会員数の推移】

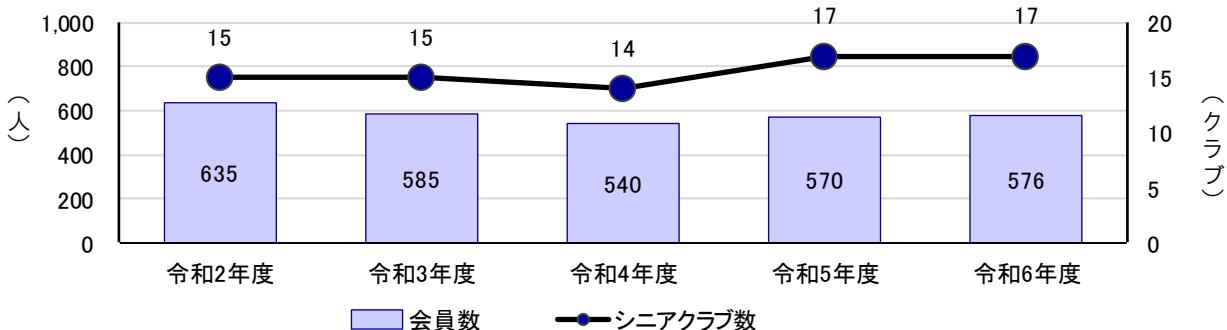


資料：市・高齢者支援課 各年度末

### ③ シニアクラブ数及び会員数

シニアクラブ数及び会員数は、令和4年度に減少したものの、その後はやや回復し、令和6年度は「シニアクラブ数」が17クラブ、「会員数」が576人となっています。

【シニアクラブ数及び会員数の推移】



資料：市・高齢者支援課 各年度末

#### ④ 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員定数の推移をみると、令和7年改選時には人口が増加している「昭和地区」のみ増員となり、他の地区はこれまでと同数となっています。

【民生委員・児童委員定数の推移】

|        | 令和元年改選時 | 令和4年改選時 | 令和7年改選時 |
|--------|---------|---------|---------|
| 昭和地区   | 22      | 23      | 27      |
| 蔵波地区   | 23      | 23      | 23      |
| 長浦地区   | 15      | 15      | 15      |
| 東部地区   | 27      | 27      | 27      |
| 根形地区   | (7)     | (7)     | (7)     |
| 平岡地区   | (11)    | (11)    | (11)    |
| 中富地区   | (9)     | (9)     | (9)     |
| 主任児童委員 | 9       | 9       | 9       |
| 合 計    | 96      | 97      | 101     |

※ ( ) は、東部地区のうち、各地区的内訳

資料：市・地域福祉課（改選時における数値を記載）

#### ⑤ 保護司の状況

保護司の人数はおおむね一定の人数で推移しており、令和6年度は11人となっています。

【保護司の人数の推移】

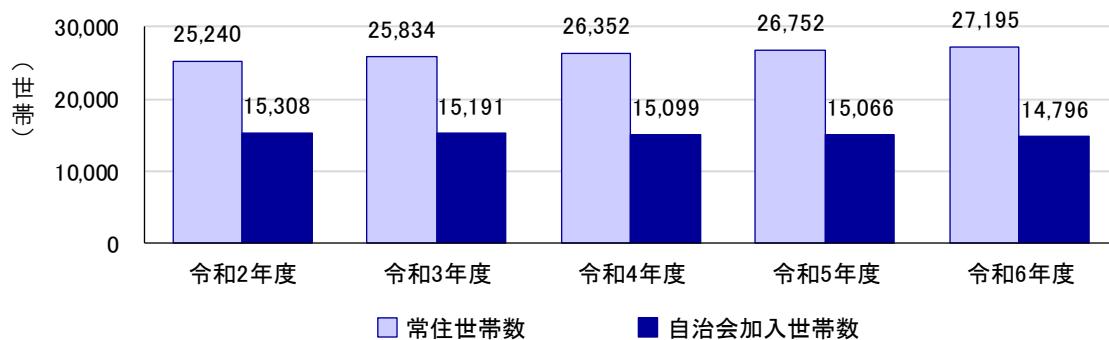
|     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保護司 | 12    | 12    | 11    | 11    | 11    |

市・地域福祉課 各年度末

#### ⑥ 常住世帯数と自治会加入世帯数

常住世帯数と自治会加入世帯数の推移をみると、「常住世帯数」は増加していますが「自治会加入世帯数」は減少しています。

【常住世帯数と自治会加入世帯数の推移】

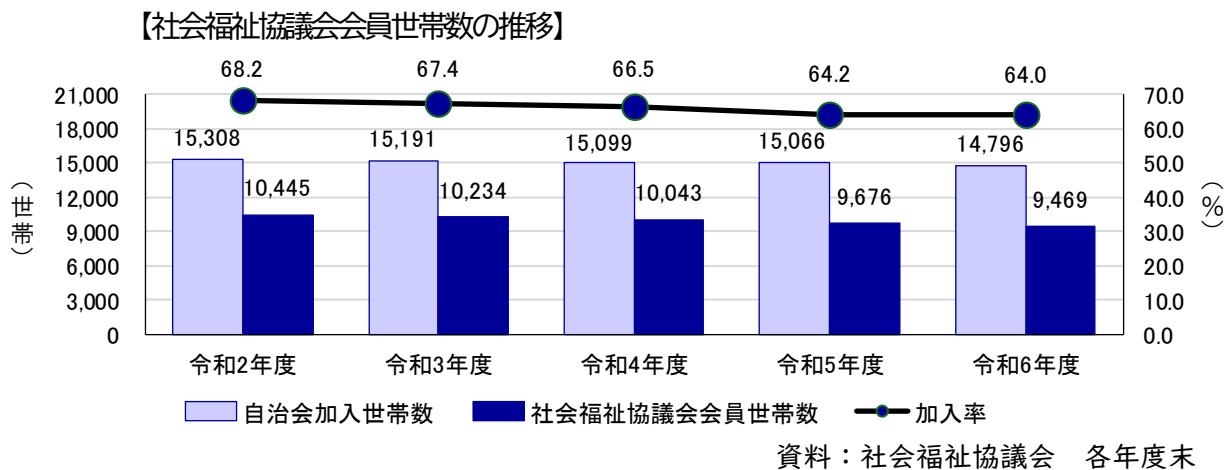


資料：市・市民協働推進課 各年度末

## 第2章 本市を取り巻く地域福祉の現状

### ⑦ 社会福祉協議会会員世帯数

社会福祉協議会会員世帯数の推移をみると、「社会福祉協議会会員世帯数」と「加入率」は、いずれも減少しており、令和6年度は64.0%となっています。



## 2 各地区的概況

### (1) 地区の構成

本計画の構成を検討する際に、市内を5地区に分けて検討しました。各地区的構成は以下のとおりです。



| 地区名  | 地域（大字名等）  |
|------|---|
| 昭和地区 | 坂戸市場、奈良輪、奈良輪1～2丁目、福王台1～4丁目、神納、神納1～2丁目、南袖、袖ヶ浦駅前1～2丁目                             |
| 長浦地区 | 今井、今井1～3丁目、蔵波、蔵波台1～7丁目、久保田、久保田1～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖、長浦、長浦駅前1～8丁目          |
| 根形地区 | 飯富、下新田、三ツ作、大曾根、野田、勝、のぞみ野  |
| 平岡地区 | 永地、下泉、高谷、三箇、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井、三箇錯綜  |
| 中富地区 | 百目木、横田、大鳥居、三黒、谷中、真里錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、百目木錯綜、百目木飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田 |

## 第2章 本市を取り巻く地域福祉の現状

### (2) 地区別の人口及び世帯の状況

#### ① 地区別の人口

地区別の人口をみると、「長浦地区」が最も多く、次いで「昭和地区」となり、いずれも令和2年から増加しており、2万人台となっています。「根形地区」「平岡地区」「中富地区」は減少しており5千人台となっています。

#### 【地区別の人口】

(人)

|          | 昭和地区   | 長浦地区   | 根形地区  | 平岡地区  | 中富地区  |
|----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 令和7年(a)  | 22,301 | 27,732 | 5,772 | 5,148 | 5,083 |
| 令和2年(b)  | 20,282 | 27,700 | 5,810 | 5,741 | 5,351 |
| 差(a)-(b) | 2,019  | 32     | ▲ 38  | ▲ 593 | ▲ 268 |

資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点

年齢層別人口をみると、14歳以下は「昭和地区」が最多く、次いで「長浦地区」となり、令和2年と比較すると「昭和地区」のみ増加しています。

15～64歳は「長浦地区」が最多く、次いで「昭和地区」となり、令和2年と比較するとこの2地区は増加していますが、「根形地区」「平岡地区」「中富地区」は減少しており、中でも「平岡地区」が大きく減少しています。

65歳以上は「長浦地区」が最多く、次いで「昭和地区」となり、令和2年と比較すると「平岡地区」のみ減少しています。

#### 【年齢層別的人口】

(人)

| ■14歳以下   | 昭和地区   | 長浦地区   | 根形地区  | 平岡地区  | 中富地区  |
|----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 令和7年(a)  | 3,967  | 3,562  | 543   | 323   | 477   |
| 令和2年(b)  | 3,474  | 3,795  | 597   | 446   | 554   |
| 差(a)-(b) | 493    | ▲ 233  | ▲ 54  | ▲ 123 | ▲ 77  |
| ■15～64歳  | 昭和地区   | 長浦地区   | 根形地区  | 平岡地区  | 中富地区  |
| 令和7年(a)  | 14,039 | 16,741 | 3,153 | 2,598 | 2,706 |
| 令和2年(b)  | 12,712 | 16,699 | 3,307 | 3,045 | 2,910 |
| 差(a)-(b) | 1,327  | 42     | ▲ 154 | ▲ 447 | ▲ 204 |
| ■65歳以上   | 昭和地区   | 長浦地区   | 根形地区  | 平岡地区  | 中富地区  |
| 令和7年(a)  | 4,295  | 7,429  | 2,076 | 2,227 | 1,900 |
| 令和2年(b)  | 4,096  | 7,206  | 1,906 | 2,250 | 1,887 |
| 差(a)-(b) | 199    | 223    | 170   | ▲ 23  | 13    |

資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点

年齢層別構成比をみると、14歳以下は「昭和地区」が最も高く、次いで「長浦地区」となり、令和2年と比較すると「昭和地区」のみ増加しています。

15~64歳は「昭和地区」が最も高く、次いで「長浦地区」となり、令和2年と比較するとこの2地区は増加し、「根形地区」「平岡地区」「中富地区」は減少しています。

65歳以上は「平岡地区」が最も高く、次いで「中富地区」「根形地区」となり、3~4割台となっていますが、「昭和地区」「長浦地区」は1~2割台となり、地区の差が大きくなっています。また、令和2年と比較すると「昭和地区」のみ減少し、他の4地区は増加しています。

#### 【年齢層別構成比】

(%)

| ■14歳以下   | 昭和地区  | 長浦地区  | 根形地区  | 平岡地区  | 中富地区  |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 令和7年(a)  | 17.8  | 12.8  | 9.4   | 6.3   | 9.4   |
| 令和2年(b)  | 17.1  | 13.7  | 10.3  | 7.8   | 10.4  |
| 差(a)-(b) | 0.7   | ▲ 0.9 | ▲ 0.9 | ▲ 1.5 | ▲ 1.0 |
| ■15~64歳  | 昭和地区  | 長浦地区  | 根形地区  | 平岡地区  | 中富地区  |
| 令和7年(a)  | 63.0  | 60.4  | 54.6  | 50.5  | 53.2  |
| 令和2年(b)  | 62.7  | 60.3  | 56.9  | 53.0  | 54.4  |
| 差(a)-(b) | 0.3   | 0.1   | ▲ 2.3 | ▲ 2.5 | ▲ 1.2 |
| ■65歳以上   | 昭和地区  | 長浦地区  | 根形地区  | 平岡地区  | 中富地区  |
| 令和7年(a)  | 19.3  | 26.8  | 36.0  | 43.3  | 37.4  |
| 令和2年(b)  | 20.2  | 26.0  | 32.8  | 39.2  | 35.3  |
| 差(a)-(b) | ▲ 0.9 | 0.8   | 3.2   | 4.1   | 2.1   |

資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点

#### ② 地区別の世帯状況

地区別の世帯数は、令和7年は「長浦地区」が12,634世帯で最も多く、次いで「昭和地区」が9,515世帯となっています。令和2年と比較すると、「平岡地区」のみ減少しています。

#### 【地区別の世帯数】

(世帯)

|          | 昭和地区  | 長浦地区   | 根形地区  | 平岡地区  | 中富地区  |
|----------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 令和7年(a)  | 9,515 | 12,634 | 2,576 | 2,444 | 2,239 |
| 令和2年(b)  | 8,523 | 12,053 | 2,406 | 2,507 | 2,168 |
| 差(a)-(b) | 992   | 581    | 170   | ▲ 63  | 71    |

※外国人除く

資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点

1世帯当たり人員は、令和7年は「昭和地区」が2.34人と最も多く、次いで「中富地区」が2.27人となっています。令和2年と比較すると、いずれの地区も減少しています。

#### 【地区別の1世帯当たり人員】

(人)

|          | 昭和地区   | 長浦地区   | 根形地区   | 平岡地区   | 中富地区   |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 令和7年(a)  | 2.34   | 2.20   | 2.24   | 2.11   | 2.27   |
| 令和2年(b)  | 2.38   | 2.30   | 2.41   | 2.29   | 2.47   |
| 差(a)-(b) | ▲ 0.04 | ▲ 0.10 | ▲ 0.17 | ▲ 0.18 | ▲ 0.20 |

※外国人除く

資料：市・住民基本台帳 各年10月1日時点

### (3) 施設等の社会資源の地区別設置状況

施設等の社会資源は、人口の多い「昭和地区」「長浦地区」で多くなっています。

#### 【施設等の社会資源の地区別設置状況】

| 施設分類          | 昭和地区 | 長浦地区 | 根形地区 | 平岡地区 | 中富地区 | 合計    |
|---------------|------|------|------|------|------|-------|
| 認可保育所（園）      | 13園  | 7園   | 1園   | 1園   | —    | 22園   |
| 認定こども園        | 1園   | —    | —    | —    | 1園   | 2園    |
| 幼稚園           | —    | 2園   | —    | —    | 1園   | 3園    |
| 放課後児童クラブ      | 11か所 | 8か所  | 1か所  | 1か所  | 1か所  | 22か所  |
| 小学校           | 2校   | 2校   | 1校   | 1校   | 1校   | 7校    |
| 中学校           | 1校   | 2校   | 1校   | —    | 1校   | 5校    |
| 高等学校          | 1校   | —    | —    | —    | —    | 1校    |
| 特別支援学校        | —    | 1校   | —    | —    | —    | 1校    |
| 児童福祉施設※       | 2か所  | 5か所  | 5か所  | 6か所  | 9か所  | 27か所  |
| 介護事業所         | 16か所 | 13か所 | 3か所  | 7か所  | 9か所  | 48か所  |
| 障がい福祉サービス事業所  | 17か所 | 64か所 | 19か所 | 7か所  | 13か所 | 120か所 |
| その他福祉関係施設     | —    | —    | 4施設  | —    | —    | 4施設   |
| 医療機関          | 22か所 | 26か所 | 1か所  | 1か所  | 4か所  | 54か所  |
| 交流センター        | 1か所  | 1か所  | 1か所  | 1か所  | 2か所  | 6か所   |
| 文化・教養施設（図書館等） | 1か所  | 1か所  | 1か所  | —    | 1か所  | 4か所   |
| 健康づくり・スポーツ施設  | 1か所  | 3か所  | 3か所  | 2か所  | —    | 9か所   |
| 公園            | 21か所 | 35か所 | 7か所  | 3か所  | 6か所  | 72か所  |

※ 児童福祉施設は子どもの遊び場・児童館等となります。

資料：市・各課調べ 令和7年10月1日時点

### 3 地域福祉に関する近年の国や社会の動向

#### ✓ 「社会福祉法」の改正をはじめとする地域共生社会の実現に向けた取組等

- 地域共生社会の実現に向け、平成 30 年 4 月に施行された「社会福祉法」の改正では、包括的な支援体制の整備や地域福祉計画策定の努力義務化などが規定されました。
- 令和 3 年 4 月に施行された改正法では、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されるとともに、包括的支援体制の構築を進めるため、重層的支援体制整備事業が創設されました。
- 令和 7 年 4 月に施行された改正法では、重層的支援体制整備事業における居住支援の強化について明記されました。
- 国の地域共生社会の在り方検討会議では、包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方を含めた地域共生社会の更なる展開に向けた対応や、身寄りのない高齢者等への対応、地域共生社会の担い手としての社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方などについて議論が進められています。成年後見制度についても、令和 4 年 10 月の国連障害者権利委員会からの勧告を受けて令和 6 年 2 月に国の法制審議会に対して成年後見制度の見直しについて諮問され、民法（成年後見等関係）部会でも議論が進められています。社会福祉における災害への対応についても議論が進められており、令和 7 年通常国会で成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」においては、「災害救助法」に救助の種類として「福祉サービスの提供」が追加され、「災害対策基本法」においても、災害時における福祉サービスの提供に努めることが規定されました。

#### ✓ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など多様化・複雑化しており、新型コロナウィルス感染症の拡大により、こうした課題が顕在化し、新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。そこで、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、令和 6 年 4 月に施行されました。

#### ✓ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

- 認知症の人に対する正しい知識・理解を深め、国民一人ひとりが個性と能力を発揮し、人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現を推進することを目的として、令和 6 年 1 月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

### ✓ 「障害者の権利に関する条約」に関連した法制度

- 我が国は、平成26年1月に国連の「障害者の権利に関する条約」を批准し、国際的な基準に基づいて、障がいのある人の差別解消の取組を進めており、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」及び「環境の整備」を行うことにより、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会（共生社会）の実現を目指しています。令和6年4月に施行された改正法では、事業者に対して「合理的配慮の提供」が義務化されました。
- 令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要とし、基本理念や関係者の責務等が明記されました。

### ✓ 「こども基本法」の施行、「児童福祉法」の改正等（こどもまんなか社会）

- 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現を目指して、子ども政策の司令塔として、令和5年4月にこども家庭庁が創設されました。同時に、子どもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた「こども基本法」が施行されました。
- 令和4年6月には、市区町村においてすべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置が努力義務化されるなど、「児童福祉法」等の一部が改正されました。令和7年4月には、保育に関する多様な需要に対応するために必要な人材の確保及び事業の実施体制の整備を図るとともに、虐待を受けた子どもへの対応の強化を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

### ✓ 生活に困っている方に関連した法制度（生活保護、生活困窮者自立支援）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を機に顕在化した課題への対応として早期発見・継続的な見守り機能の強化や多様な相談者層への対応強化、持ち家のないひとり暮らし高齢者数の増加等への対応などを図るため、「生活困窮者自立支援法」が改正され、令和7年4月から施行されました。
- 子どもの貧困への対応や被保護者に対する自立支援の強化、被保護者の支援に関する機関等の連携強化等を図るため、「生活保護法」が改正され、令和7年4月から施行されました。

### ✓ 孤独・孤立対策の推進

- 社会環境の変化に伴い、人と人とのつながりが希薄化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化したことから、「孤独・孤立対策推進法」が令和6年4月に施行されました。孤独・孤立に至っても支援を求める声をあげやすい社会にするため、状況に合わせた切れ目のない相談支援、見守り・交流の場といった居場所の確保、人とのつながりを実感できる地域づくりを推進していくことが基本方針として示されています。また、同年6月に法に基づく重点計画が策定されました。

## 第3章 これまでの取組と課題

### 1 第4期計画の総括

#### (1) 第4期計画の内部評価

第4期計画では、新型コロナウイルス感染症の影響があり、事業の実施に苦慮した時期もありましたが、徐々に感染症拡大前（令和元年度）の水準までに回復してきました。令和6年度の評価では、おおむね計画どおりに事業を実施することができましたが、計画どおりの結果（成果）に至らず、B評価となりました。

##### 【目標ごとの評価】

| 項目                            | 現状値<br>H30 | 目標値<br>R7 | 決算値<br>R6 | 最終評価 |  |
|-------------------------------|------------|-----------|-----------|------|--|
| <b>目標1 広報、啓発活動の充実</b>         |            |           |           |      |  |
| (1) 多様な情報の発信                  |            |           |           |      |  |
| 社会福祉協議会の認知度 ※27頁参照            | 23.1%      | 27.3%     | 22.4%     | B    |  |
| (2) 福祉への理解促進                  |            |           |           |      |  |
| 地域福祉フェスタの開催                   | 1回         | 1回        | 1回        | B    |  |
| 福祉教育の実施回数                     | 7回         | 7回        | 7回        |      |  |
| ボランティア養成講座の開催回数               | 2回         | 3回        | 5回        |      |  |
| ボランティア養成講座の開催回数リーダー養成講座への参加者数 | 2人         | 3人        | 0人        |      |  |
| <b>目標2 地域活動の活性化</b>           |            |           |           |      |  |
| (1) 担い手の育成                    |            |           |           |      |  |
| ボランティア登録数                     | 1,372人     | 1,400人    | 1,364人    | B    |  |
| ボランティア参加延べ人数                  | 3,085人     | 3,200人    | 2,322人    |      |  |
| ボランティア交流会開催回数                 | 3回         | 3回        | 3回        |      |  |
| ボランティア講座の開催回数                 | 2回         | 3回        | 5回        |      |  |
| ボランティア養成講座の開催回数リーダー養成講座への参加者数 | 2人         | 3人        | 0人        |      |  |
| 住民主体の生活支援活動団体数                | 4団体        | 8団体       | 13団体      |      |  |
| 生活支援活動担い手養成研修開催回数             | 0回         | 12回       | 2回        |      |  |
| (2) 地域活動の促進                   |            |           |           |      |  |
| ボランティア登録数                     | 1,372人     | 1,400人    | 1,364人    | B    |  |
| ボランティア参加延べ人数                  | 3,085人     | 3,200人    | 2,322人    |      |  |
| ボランティア交流会開催回数                 | 3回         | 3回        | 3回        |      |  |
| 住民主体の生活支援活動団体数                | 4団体        | 8団体       | 13団体      |      |  |
| 生活支援活動担い手養成研修開催回数             | 0回         | 12回       | 2回        |      |  |
| (3) 地域活動団体の連携・協働の推進           |            |           |           |      |  |
| 地域福祉フェスタの開催                   | 1回         | 1回        | 1回        | B    |  |
| (4) 非常時の活動                    |            |           |           |      |  |
| 災害ボランティアセンター立上げ運営訓練実施回数       | 1回         | 1回        | 1回        | B    |  |

### 第3章 これまでの取組と課題

| 項目                              | 現状値<br>H30 | 目標値<br>R7 | 決算値<br>R6 | 最終評価 |
|---------------------------------|------------|-----------|-----------|------|
| <b>目標3 生活課題に応える支援の充実</b>        |            |           |           |      |
| (1) 相談機能の充実                     |            |           |           |      |
| 心配ごと相談事業（心配ごと相談所の運営）の認知度 ※28頁参照 | 15.0%      | 19.0%     | 12.0%     | B    |
| (2) 権利擁護の推進                     |            |           |           |      |
| 日常生活自立支援事業の認知度                  | 12.7%      | 15.0%     | 8.2%      | B    |
| 成年後見制度の認知度                      | 32.2%      | 40.0%     | 32.5%     |      |
| (3) 支援体制の充実                     |            |           |           |      |
| サロン開催箇所数                        | 26箇所       | 29箇所      | 26箇所      | B    |
| サロン参加者延べ利用者数                    | 5,169人     | 5,350人    | 4,054人    |      |
| 移送サービス利用登録者数                    | 65人        | 70人       | 33人       |      |
| 移送サービス利用件数                      | 207件       | 220件      | 101件      |      |
| 住民主体の生活支援活動団体数                  | 4団体        | 8団体       | 13団体      |      |
| 生活支援活動担い手養成研修開催回数               | 0回         | 12回       | 2回        |      |

#### 【目標ごとの評価の概要】

(件)

| 評価区分 | 目標                |                 |                      | 合計 |
|------|-------------------|-----------------|----------------------|----|
|      | 目標1<br>広報、啓発活動の充実 | 目標2<br>地域活動の活性化 | 目標3<br>生活課題に応える支援の充実 |    |
| A    | 0                 | 0               | 0                    | 0  |
| B    | 2                 | 4               | 3                    | 9  |
| C    | 0                 | 0               | 0                    | 0  |
| D    | 0                 | 0               | 0                    | 0  |
| E    | 0                 | 0               | 0                    | 0  |
| 計    | 2                 | 4               | 3                    | 9  |

#### 【全体の評価】

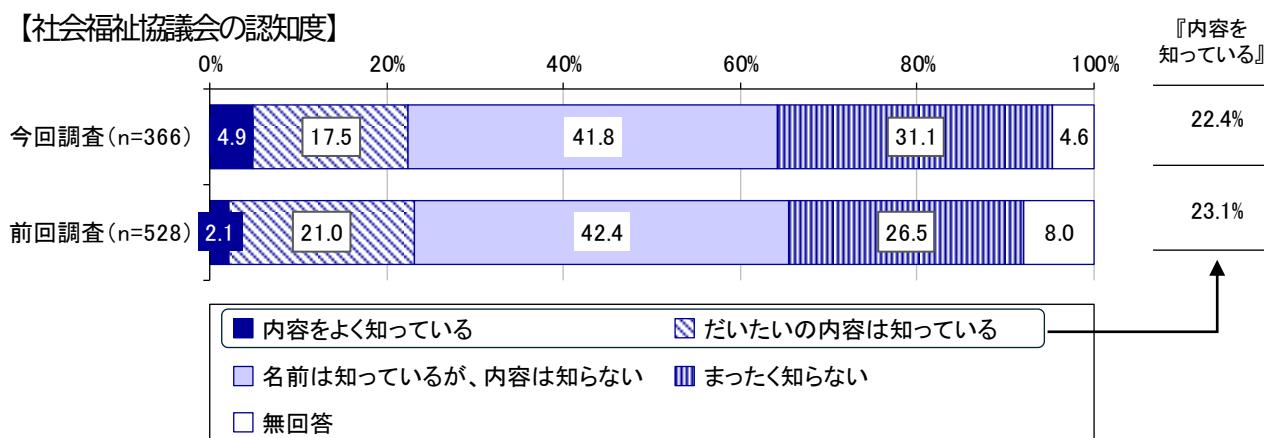
| 評価区分        | 説明                                 | 施策数 | 割合   |
|-------------|------------------------------------|-----|------|
| A 計画どおり     | 計画どおりに進行し、計画どおりの結果（成果）があった。        | 0件  | 0%   |
| B おおむね計画どおり | 計画どおりに進行したが、まだ計画どおりの結果（成果）に至っていない。 | 9件  | 100% |
| C 一部遅延      | 一部遅延があるが進行した。<br>【事業実施が5割～8割程度】    | 0件  | 0%   |
| D 遅延        | 遅延があるが進行した。<br>【事業実施が5割に満たない】      | 0件  | 0%   |
| E 未実施       | 実施しなかった。<br>または計画を変更した。            | 0件  | 0%   |

## (2) 住民意識調査からうかがえる課題

### ① 社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会については、『内容を知っている(「内容をよく知っている」と「だいたいの内容は知っている」の合計)』は22.4%となり、平成30年度に実施した前回調査(以下、「前回調査」という。)との比較では、特に大きな違いはみられません。年齢層別にみると、39歳以下は『内容を知っている』が1割を割っており、認知度が低くなっています。

地域福祉の推進の中心的役割を担う組織として、より多くの住民から理解を得られるように取り組んでいく必要があります。



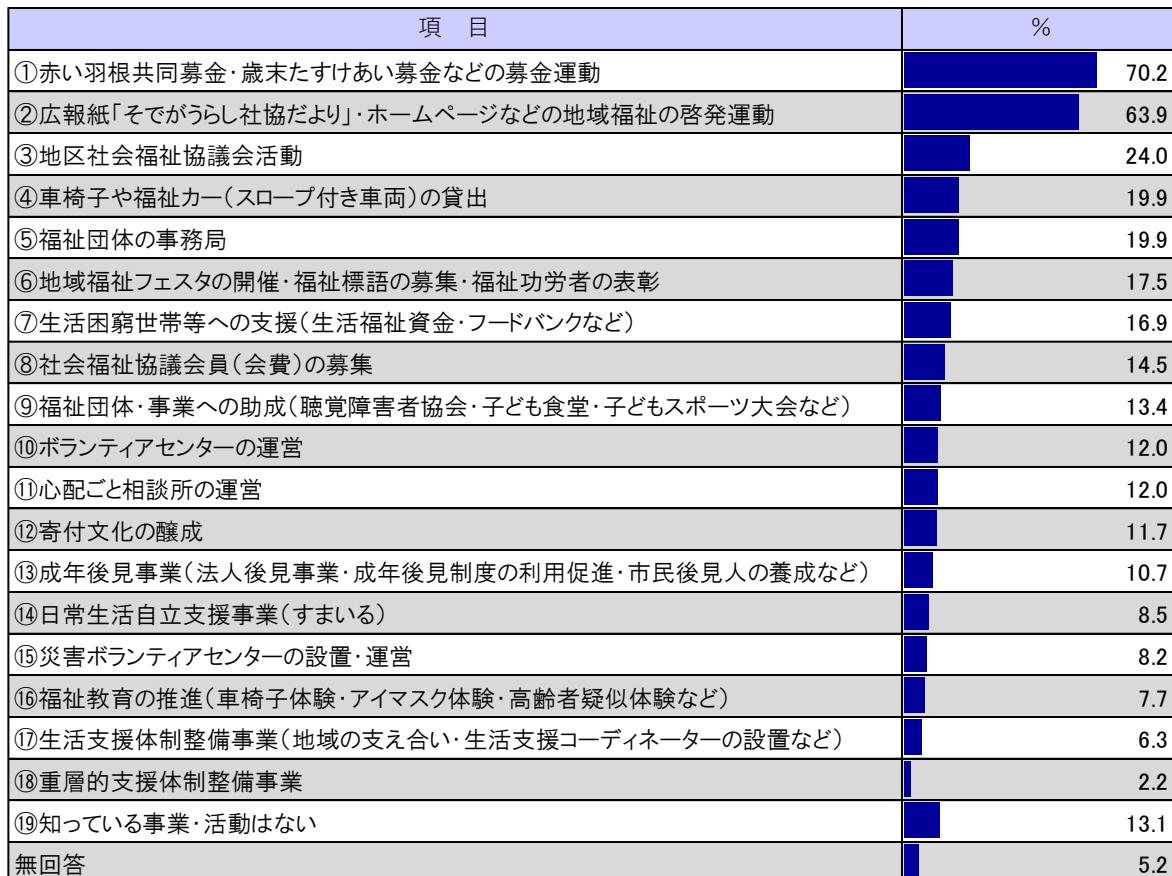
| 単位: %     | 内容をよく知っている   | だいたいの内容は知っている | 名前は知っているが、内容は知らない | まったく知らない | 無回答  | 『内容を知っている』 |
|-----------|--------------|---------------|-------------------|----------|------|------------|
| 全体(n=366) | 4.9          | 17.5          | 41.8              | 31.1     | 4.6  | 22.4       |
| 年齢別       | 18~29歳(n=25) | 4.0           | 0.0               | 28.0     | 64.0 | 4.0        |
|           | 30~39歳(n=37) | 0.0           | 8.1               | 37.8     | 54.1 | 0.0        |
|           | 40~49歳(n=52) | 1.9           | 17.3              | 32.7     | 48.1 | 0.0        |
|           | 50~59歳(n=55) | 7.3           | 12.7              | 45.5     | 30.9 | 3.6        |
|           | 60~64歳(n=25) | 0.0           | 32.0              | 40.0     | 28.0 | 0.0        |
|           | 65~69歳(n=31) | 3.2           | 22.6              | 54.8     | 16.1 | 3.2        |
|           | 70~74歳(n=43) | 4.7           | 25.6              | 51.2     | 14.0 | 4.7        |
|           | 75~79歳(n=41) | 7.3           | 24.4              | 51.2     | 12.2 | 4.9        |
|           | 80歳以上(n=46)  | 10.9          | 17.4              | 32.6     | 19.6 | 19.6       |

### 第3章 これまでの取組と課題

#### ② 社会福祉協議会の主な事業・活動で知っているもの

社会福祉協議会の主な事業・活動の認知度は、「①赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金などの募金運動」が70.2%と最も高く、次いで「②広報紙『そでがうらし社協だより』・ホームページなどの地域福祉の啓発運動」が63.9%、「③地区社会福祉協議会活動（敬老会・ひとり暮らし高齢者への見守り訪問・サロン事業・ふれあいバスハイク・広報紙など）」が24.0%となっています。以上の項目以外は認知度が2割未満となっており、社会福祉協議会が取り組む各種地域福祉活動について周知し、理解と協力が得られるように取り組む必要があります。

#### 【住民意識調査】社会福祉協議会の主な事業・活動で知っているもの



※1 ③は敬老会・ひとり暮らし高齢者への見守り訪問・サロン事業・ふれあいバスハイク・広報紙など

※2 ⑤は民生委員・児童委員協議会・シニアクラブ連合会・遺族会・ボランティア連絡協議会など

※3 ⑩はボランティアのコーディネート・ボランティア養成講座の開催・移送サービス・声の広報・電話訪問（ほつとテレホン）・福祉施設訪問など

※4 ⑫は寄付金型自動販売機の設置・チャリティーゴルフ大会などのチャリティーイベントの開催など

※5 ⑯は参加支援事業・生活困窮者支援等のための地域づくり事業

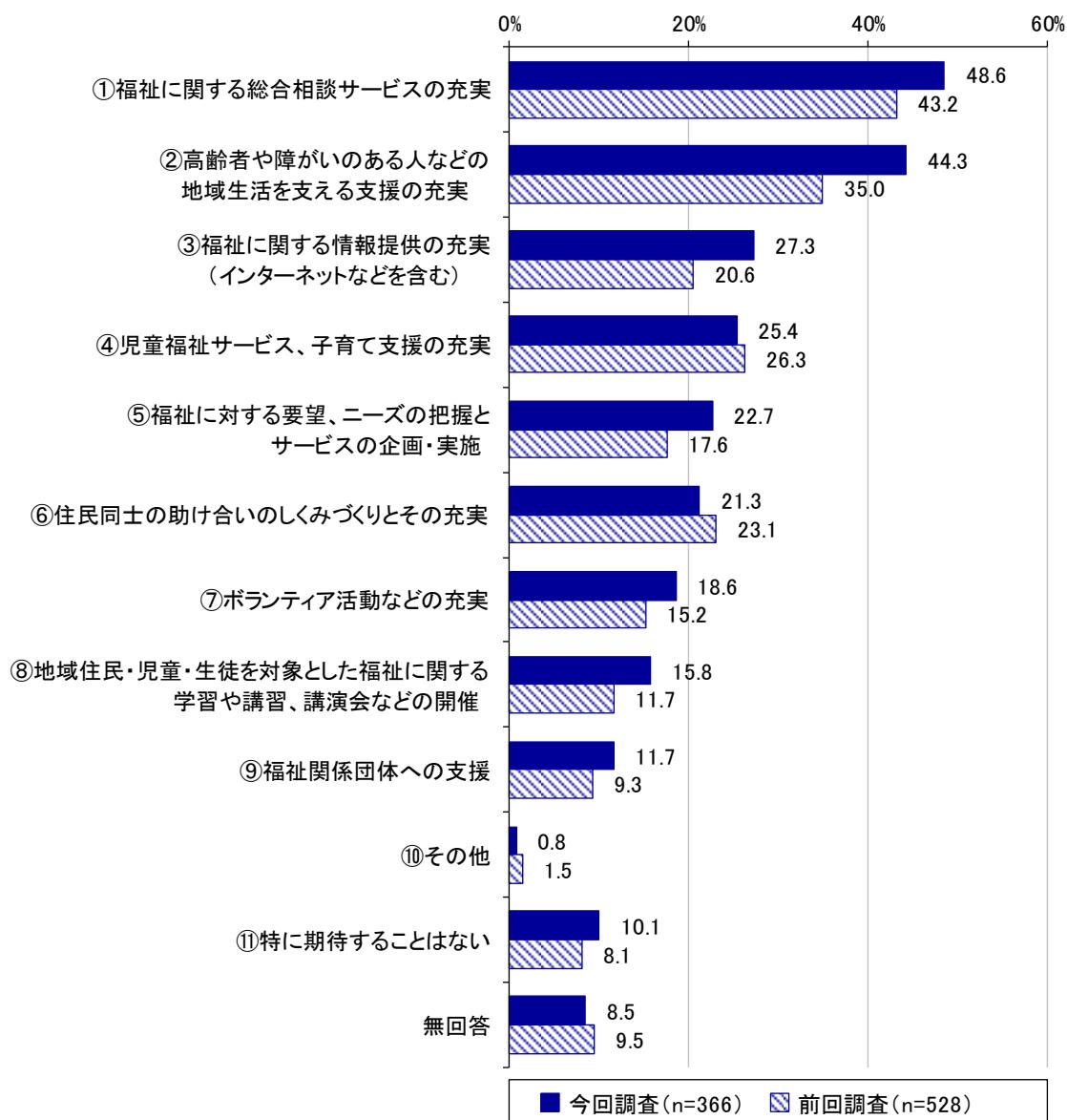
### ③ 社会福祉協議会に期待すること

社会福祉協議会に期待することとして、「①福祉に関する総合相談サービスの充実」が48.6%と最も高く、次いで「②高齢者や障がいのある人などの地域生活を支える支援の充実」が44.3%、「③福祉に関する情報提供の充実（インターネットなどを含む）」が27.3%となっています。

前回調査との比較では、選択肢の数に違いがあるため単純に比較できませんが、同一項目でみると、「②高齢者や障がいのある人などの地域生活を支える支援の充実」など、全般に前回を上回るものが多く、社会福祉協議会の取組に対する期待が高くなっている様子がうかがえます。

地域の課題が増加、複雑化する中で、地域において誰もが役割を持ち、つながり、支え合うことにより孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような地域共生社会の実現を目指した施策の展開が求められています。

【社会福祉協議会に期待すること】



## 2 第4期計画の目標ごとの振り返り

### 目標1 広報、啓発活動の充実

#### ● 社会福祉協議会の取り組んだ施策や事業の進捗状況

##### 施策1 多様な情報の発信

社会福祉協議会（地域福祉）の認知度の向上に向けて、「そでがうらし社協だより」や社会福祉協議会ホームページ、ボランティアの協力による声の広報などを継続して行うとともに、情報発信を強化するために第4期計画からはSNS等の情報発信事業も開始し、令和6年度は更新回数も大きく伸びています。

##### 【ホームページ、SNS更新回数】

(回)

|        | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| ホームページ | 44    | 54    | 55    | 111   |
| SNS    | -     | 53    | 38    | 68    |

##### 施策2 福祉への理解促進

福祉に触れる機会を充実し福祉意識の醸成を図るため、社協だよりや社会福祉協議会ホームページの活用、地域福祉フェスタの開催、地域福祉標語の募集、福祉教育の推進、ボランティア養成事業などに取り組みました。地域福祉フェスタや福祉教育については、新型コロナウィルス感染症の影響を受けましたが、令和5年度からは従来の形で開催しています。

##### 【地域福祉フェスタ事業】

(人)

|      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 来場者数 | 中止    | 268   | 476   | 632   | 644   |
| 出演者数 | 中止    | 0     | 62    | 156   | 94    |
| 合 計  | 中止    | 268   | 538   | 788   | 738   |

##### 【ボランティア養成事業】

(人)

|                      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ボランティア交流会開催回数        | 3     | 2     | 2     | 2     | 3     |
| ボランティア講座開催回数         | 2     | 2     | 5     | 5     | 5     |
| ボランティアリーダー養成講座への参加者数 | 2     | 3     | 3     | 2     | 0     |

#### ● 住民意識調査、事業所及び団体調査

##### 住民意識調査では

社会福祉協議会の主な事業活動の認知度（28頁参照）では、目標1に該当する事業として、「広報紙『そでがうらし社協だより』・ホームページなどの地域福祉の啓発運動」は63.9%となっています。選択肢が異なるため単純に比較はできないものの、前回調査では「広報紙『そでがうらし社協だより』」の認知度は71.4%となり、広報紙の認知度の低下が懸念されます。

一方、前回調査では「地域ぐるみ福祉の推進（地域福祉フェスタの開催・福祉標語の募集など）」は10.8%であり、「地域福祉フェスタの開催・福祉標語の募集・福祉功労者の表彰」は17.5%となっており、認知度が向上している様子がうかがえます。

### 事業所及び団体調査では

事業所では、地域との交流を図りたいと考えているところが多く、高齢者や障がい者等と触れ合うことや介護の現場を知ることで、福祉への理解も深められるのではないかという意見などもあげられています。

福祉関係団体では、地域への活動情報の発信など広報活動に課題を感じている意見が多いため、行政と連携しながら情報提供体制について検討していく必要があります。

#### ● 地区懇談会からの意見

地区懇談会では、「福祉はどんな活動をすればよいのか分からない」「福祉の情報が行き届いていない」など福祉に関する情報が市民に十分に行き届いていない様子や、自分たちが取り組んでいる活動をもっと知ってほしいといった周知活動に課題を抱えている様子などがうかがえる意見がありました。また、若い世代に向けたSNSの重要性を指摘する意見などもあげられています。

#### ● 今後面向けた課題

##### → 地域福祉に関する情報へのアクセス体制の充実

情報提供手段は多様化しており、年代によって利用する情報ツールも異なるため、市と連携しながらICT等のデジタル技術など多様な手段を活用し、地域住民が地域福祉に関する情報にアクセスしやすくなるように、住民目線での情報提供体制の充実を図る必要があります。

##### → 福祉教育・啓発活動の充実

社会福祉協議会が地域福祉を推進するために取り組んでいる各種事業や、福祉サービス情報、ボランティア活動情報など、福祉に関する様々な情報の普及啓発に取り組み、住民の福祉への関心を高めていく必要があります。また、地域や福祉への興味や関心を深めることは、将来的に福祉の担い手のすそ野を広げることにもつながるため、事業所や学校、企業、団体などの多様な主体と連携しながら、福祉教育の充実に取り組んでいく必要があります。

## 目標2 地域活動の活性化

### ● 社会福祉協議会の取り組んだ施策や事業の進捗状況

#### 施策1 担い手の育成

地域活動の担い手の増加につながるように、ボランティアセンター事業やボランティア養成事業に取り組んでおり、令和5年度以降はボランティア参加延べ人数が登録者数を上回るようになり、活動状況がコロナ禍前に戻りつつある状況がうかがえます。また、第4期計画からは、住民主体の助け合いによる生活支援活動を促進し、地域における支え合い体制づくりを進めるため、第2層圏域（昭和地区・長浦地区・蔵波地区・根形地区・平岡中富地区）の生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制整備事業に取り組んでいます。

#### 【ボランティア登録者数及び参加延べ人数】

|        | (人)   |       |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 登録数    | 1,396 | 1,303 | 1,339 | 1,337 | 1,364 |
| 参加延べ人数 | 974   | 986   | 1,130 | 1,818 | 2,322 |

#### 【生活支援体制整備事業（令和6年度）】

| 協議体の開催 | 地域ケア会議への参加 | 啓発活動 | アンケート実施 | 団体交流会 | 担い手講座開催 | 広報紙掲載 | 住民主体の活動団体 | ニーズ・地域資源情報 |
|--------|------------|------|---------|-------|---------|-------|-----------|------------|
| 16回    | 15回        | 39回  | 16回     | 2回    | 2回      | 6回    | 13団体      | 272件       |

#### 施策2 地域活動の促進

地域性に合わせて地域住民を中心とした活動が展開されるように、施策1のボランティアセンター事業や生活支援体制整備事業とあわせて、地区社会福祉協議会事業に取り組んできました。地区社会福祉協議会事業は新型コロナウイルス感染症の影響により、予防対策を講じながら6つの地区社会福祉協議会において、サロン活動や見守り訪問事業などの地域福祉活動を展開しました。

#### 施策3 地域活動団体の連携・協働の推進

地域住民や自治会等の地域組織、ボランティア、福祉関係団体の連携や協働を図るため、施策2の地区社会福祉協議会事業とあわせて、各種団体事務局としての活動や当事者団体等の活動への助成を行ってきました。また、第4期計画からは、社会福祉施設等連絡協議会への助成や協働での公益事業を推進しており、地域福祉フェスタでは加盟団体のパネル展示や出店などを協働で取り組みました。

#### 施策4 非常時の活動

市と連携して災害時の体制づくりを進めており、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練や災害ボランティア協力者登録制度の周知などに取り組んでいます。また、第4期計画からは、災害対策コーディネーターとの連携事業として、災害ボランティアセンター運営訓練を協働で実施するとともに災害対策コーディネーター養成講座へ協力しました。

### ● 住民意識調査、事業所及び団体調査

#### 住民意識調査では

社会福祉協議会の主な事業・活動の認知度（28頁参照）では、目標2に該当する事業として、「③地区社会福祉協議会活動」が24.0%と最も高く、次いで「⑤福祉団体の事務局（民生委員・

児童委員協議会・シニアクラブ連合会・遺族会・ボランティア連絡協議会など)」が19.9%となっています。その他の地域活動に関する事業の認知度は1割前後となっています。

#### 事業所及び団体調査では

事業所の多くが地域との交流を求めていますが、自治会をはじめとする地域の団体や住民と接する機会がなかったり、コロナ禍を機に交流が減ったという事業所もあります。また、事業所の多くが人材不足の状況にあり、通常の業務以外のレクリエーション活動などにおいて、ボランティアやNPO、地域住民からの支援を求めている事業所もあります。

福祉関係団体でも、スタッフの不足や高齢化などの課題を抱え、活動にも影響が及んでいる様子がうかがえます。また、地域での福祉活動を活性化させるために必要な取組についての質問では、個人がいつでも参加できる仕組みづくりが必要であるという考えが多くみられます。地域活動における人材不足は定年延長などの影響も考えられるため、短い時間での参加など、気軽に地域活動やボランティア活動などに参加できるような環境づくりが求められます。

#### ● 地区懇談会からの意見

地区懇談会では、「周囲にアパートが多く、誰が住んでいるのか分からない」「自治会員が減少している」「新規加入の方と旧住民とのコミュニティが構築できない」「地域の交流がなかなか活発にならない」など、近所づきあいが減っていることや自治会員の減少などを心配する意見、交流の場の充実を希望する意見等が多くみられます。また、「ボランティアのなり手がない」「福祉関係の職につく人が少ない」「ボランティアをされている方は70代が多い」「地域でリーダーシップをとる人がいない」など、地域の担い手不足を指摘する意見などもみられます。さらに、防犯や防災など、安全な暮らしへの関心が高まっている様子もうかがえます。

#### ● 今後に向けた課題

##### → 地域福祉活動の担い手の確保

公的なサービスだけでは十分に対応できないニーズに柔軟性を持って対応することのできるボランティアなどの担い手の確保・育成に取り組んでいく必要があります。元気な高齢者等への参加促進とあわせて、支え合いの活動の継続や新たな活動への展開が進んでいくように、若年層や壮年層の参加促進にも取り組んでいく必要があります。

##### → 地区社会福祉協議会を中心とした地域の状況に応じた地域福祉活動の推進

地域による状況が異なるため、地区社会福祉協議会を中心として、地域住民、事業所、団体等と連携しながら、地域交流のきっかけが様々な場面でつくられるように、各地区の状況に応じた地域福祉活動の展開をしていく必要があります。また、地域生活に関係のある事柄を中心に仕事などの合間でも地域活動に参加しやすい環境づくりを進めていくことも大切です。

##### → 非常に備えた災害ボランティアの体制整備

災害時には、行政による対応だけでは限界があり、災害ボランティアによる被災者の支援活動は重要なため、災害ボランティアの養成や災害ボランティアセンターの設置及び運営が円滑に行われるよう備えていく必要があります。

## 目標3 生活課題に応える支援の充実

### ● 社会福祉協議会の取り組んだ施策や事業の進捗状況

#### 施策1 相談機能の充実

住民の日常生活における「あらゆる相談」に対応するため、心配ごと相談員による心配ごと相談事業とともに、地域包括支援センターや自立相談支援室等の専門相談支援機関と連携した相談事業に取り組んできました。

#### 【心配ごと相談事業】

|      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 15    | 67    | 57    | 48    | 46    |

#### 施策2 権利擁護の推進

認知症高齢者などの支援を必要とする住民が、住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう、日常生活自立支援事業や成年後見支援事業に取り組んできました。成年後見支援事業については、令和2年度から法人後見事業を開始し、令和4年度には市及び社会福祉協議会が運営する地域連携ネットワークの中核機関を設置したほか、市民後見人養成講座の開講や市民向けに成年後見制度講演会を開催し、令和5年度からは市民後見人養成講座の修了生が会員となる「市民後見そでがうら」を設置するなど、成年後見支援事業の充実に取り組んでおり、事業実績も増加しています。

#### 【日常生活自立支援事業】

|       | 令和2年度 |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     | 令和6年度 |     |
|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|       | 利用者   | 支援員 |
| 新規    | 6     | 1   | 8     | 1   | 7     | 17  | 14    | 1   | 24    | 0   |
| 解約/退任 | 0     | 4   | 5     | 1   | 6     | 5   | 13    | 2   | 13    | 6   |
| 合計    | 15    | 18  | 18    | 18  | 19    | 30  | 20    | 29  | 31    | 23  |

#### 【成年後見支援事業：相談対応】

|      | (人、件) |       |       |
|------|-------|-------|-------|
|      | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 実人数  | 52    | 100   | 115   |
| 延べ人数 | 154   | 249   | 284   |
| 延べ件数 | 363   | 727   | 1,247 |

#### 【法人後見事業：受任件数】

|    |     | (件)   |       |       |       |       |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|    |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 後見 | 手続中 | 1     | 0     | 1     | 1     | 0     |
|    | 新規  | 2     | 2     | 2     | 9     | 2     |
|    | 終了  | 0     | 0     | 0     | 4     | 1     |
|    | 現任  | 2     | 4     | 6     | 11    | 12    |
| 保佐 | 手続中 | 1     | 0     | 0     | 1     | 0     |
|    | 新規  | 3     | 2     | 0     | 1     | 1     |
|    | 終了  | 0     | 1     | 0     | 0     | 1     |
|    | 現任  | 3     | 4     | 4     | 5     | 5     |
| 補助 | 手続中 | 0     | 0     | 0     | 0     | 1     |
|    | 新規  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|    | 終了  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|    | 現任  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

#### 施策3 支援体制の充実

地域の支援体制の充実や孤独・孤立を防ぐため、目標2施策1の生活支援体制整備事業とあわせて、サロン事業（地区社会福祉協議会事業）や貸付事業、歳末たすけあい事業、移送サービス事業に取り組んできました。また、第4期計画からは、企業や個人の協力を得ながら生活困窮世帯へ食料の提供を行うフードバンク事業への協力や、居場所づくり活動支援事業として、サロン活動や子ども食堂等の活動の支援に取り組んでいます。

#### 【サロン事業】

|        | (人、回、箇所) |       |       |       |       |
|--------|----------|-------|-------|-------|-------|
|        | 令和2年度    | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 延べ利用者数 | 643      | 1,198 | 2,808 | 3,931 | 4,054 |
| 開催回数   | 45       | 78    | 63    | 212   | 229   |
| 開催箇所   | 11       | 16    | 21    | 22    | 26    |

#### 【居場所づくり活動支援事業】

|    | (件)   |       |       |       |       |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 件数 | 2     | 2     | 2     | 4     | 6     |

## ● 住民意識調査、事業所及び団体調査

### 住民意識調査では

社会福祉協議会の主な事業・活動の認知度（28頁参照）では、目標3に該当する事業として、「①赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金などの募金運動」が70.2%と最も高く、次いで「④車椅子や福祉カー（スロープ付き車両）の貸出」が19.9%、「⑦生活困窮世帯等への支援（生活福祉資金・フードバンクなど）」が16.9%となっています。その他の支援事業は1割前後となっています。

### 事業所及び団体調査では

事業所では、後見人問題などの身寄りのない高齢者等に関する問題や、外出・交通の問題、高齢化・人口減少が進む地域の将来を見据えた対策の必要性などに関する意見があげられました。

福祉関係団体では、相談件数は増えていて複雑な案件も多くなる一方で、地域で支援活動を行う担い手の減少により、困難を抱えている人や世帯の孤立を心配する意見などがあげられています。また、個人情報の取扱いから支援の難しさを指摘する意見などもあげられています。

## ● 地区懇談会からの意見

地区懇談会では、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者等が増加する中で、支援を必要とする高齢者の支援体制を心配する意見がみられました。また、居場所や集いの場を求める意見や、移動手段の不足や交通環境の危険性の指摘などもみられました。

## ● 今後に向けた課題

### → 相談支援体制の充実

地域住民のニーズは複雑化・複合化しており、支援が必要であるのに自発的にサービスを求めない人（世帯）もいるため、支援が必要と思われる人を早期に把握して支援につなげていくように、民生委員・児童委員や自治会、ボランティア等との連携強化や、アウトリーチ型の相談支援などに取り組んでいく必要があります。また、アフターケアも含めて継続的な支援が行えるように行政や関係機関、団体、地域住民等と連携して検討していく必要があります。

### → 権利擁護の推進

住民意識調査によると権利擁護の重要度の評価が上昇しており、事業所ヒアリングでも後見人問題について懸念する意見が多いため、日常生活自立支援事業や成年後見支援事業の周知、事業の推進体制の強化を図っていく必要があります。

### → 孤独・孤立を防ぐ居場所づくり

新型コロナウイルス感染症の影響により、住民同士が交流する機会や場が減少し、特に高齢者や障がい者等は外出の機会が減少したことで地域とのつながりも減り、コロナ禍前の状況に回復していない人もいるため、サロン活動や子ども食堂をはじめとする交流事業や居場所づくりに取り組んでいく必要があります。

### 3 第5期計画の実施に向けて

法制度の改正を含め、福祉を取り巻く環境は変化しており、これからも進行していく少子高齢化などに対応するべく、自助、互助・共助、公助のバランスが取れた地域共生社会の実現を目指した施策の展開が求められています。

このような背景も踏まえながら、第4期計画の振り返りや調査結果等を3つの観点から整理しました。

#### ポイント1 地域福祉の普及啓発と地域福祉の担い手の拡大

地域住民による主体的な地域福祉活動の活性化を図っていくためには、福祉の心を育むとともに、地域福祉への参加意欲が高まるような環境づくりが大切です。そのため、幼少期から様々な場面で福祉について学べる機会の充実に取り組むとともに、社会福祉協議会の事業をはじめ、地域の様々な福祉活動への参加・協力が得られるように、ＩＣＴの活用も含め様々な手法を取り入れ、情報を発信していく必要があります。

また、ボランティアなど地域福祉活動の担い手の養成や、地域福祉活動に取り組む団体の活動環境の充実などの活動促進に向けた支援を行っていく必要があります。

#### ポイント2 つながり、支え合いの仕組みづくり

地域生活の安全性・快適性の向上や、地域の課題の発見・解決を図る上で、地域における顔の見える関係づくりや支え合いの仕組みづくりは大切です。そのため、地区社会福祉協議会を中心として、地域住民、事業所、団体等と連携し、見守り活動や声かけ、交流の場づくり、居場所づくりなどを通じて、社会的孤立を防ぎ、誰もが活躍できる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

また、災害時などいざという時に声をかけ合い、支え合うことができるよう、日頃の地域のつながりの強化や、災害ボランティアセンターが中心となった地域の支援体制の充実に取り組む必要があります。

#### ポイント3 複雑化・複合化する地域課題への対応

生活困窮者や生活福祉資金の借受世帯等の経済的支援を要する人の中には、複雑化・複合化した課題を抱えているケースも少なくありません。また、高齢化が進む中、身寄りのない高齢者への支援や、認知症の高齢者等への後見人問題等が今後ますます深刻化することが予想されています。そのため、社会福祉協議会が有する専門性を活かして複雑化・複合化した課題や制度の狭間の問題を乗り越えられるように、市と連携して重層的支援体制整備事業及び権利擁護支援の充実に取り組み、包括的支援体制の整備を図っていく必要があります。

# 第4章 計画の基本的な考え方と目標

## 1 基本理念

袖ヶ浦市が策定した地域福祉計画では、「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念として地域福祉を推進します。

この基本理念は、市民が自ら福祉活動に取り組み、生きがいを持って、地域福祉を推進していくうえで地域と社会福祉協議会、市など関係機関が互いに協力していくという考え方を大切にして、市民誰もが個人として尊重され、その人らしく安心して暮らせるまちの実現を目指すものです。

地域福祉を取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、互いに支え合いながら誰もが自分らしく活躍でき、安心して暮らせる地域づくりは、私たちみんなが共有すべき普遍的かつ基本的な考え方であり、地域への一層の浸透を図る必要があります。

そのため、本計画ではオール袖ヶ浦で地域福祉を推進する観点から、袖ヶ浦市地域福祉計画の基本理念と統一し、社会福祉協議会、市、地域団体及び市民等が協働して地域共生社会の実現に向けた一層の推進を図るものとします。

### 基本理念

市民誰もが活躍し、それぞれの地域で  
その人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり

## 2 基本視点

計画全体を照らす基本視点については、第4期計画の視点を継承するものとします。

### 基本視点1 すべての個人の人間性を尊重します

障がいの有無や国籍・性別・年齢等の違いに関わらず、あらゆる市民の尊厳が尊重され、自分らしく生活できるように互いに尊重し合い、多様性を認め合い支え合う豊かな心を育むとともに、地域の中で自らの望む生活の実現を図れるような環境整備を進めます。

### 基本視点2 市民参加による協働と助け合いのまちをつくります

市民が主体的に地域福祉活動に参加し、社会福祉協議会、市等とともに助け合いのまちづくりを持続的に推進していくように、市民の地域福祉への関心を高め、ボランティアや地域団体等の活動に楽しみや生きがいを感じながら参加できるような環境づくりを進めます。

### 3 計画の目標

本計画は、市が作成する袖ヶ浦市地域福祉計画と車の両輪のように緊密な連携を図りながら、市民とともに事業所や学校、企業、団体など多様な主体と協働して、地域福祉を進めていく必要があるため、以下のとおり袖ヶ浦市地域福祉計画の目標と統一し、地域福祉を着実に進めていきます。

目標  
1

#### 地域への親しみや地域の福祉に関わる人材づくり

地域の中で「支え手」「受け手」の関係を超えて支え合い、主体的に地域へと参画する住民意識の醸成を図るため、地域の福祉イベント等や地域福祉活動等の情報の周知、福祉に触れられる体験型の福祉教育の充実など、地域福祉活動への参加につながるような環境づくりに取り組みます。あわせて、地域福祉の推進役である社会福祉協議会とその活動について理解と協力が得られるように努めます。

また、次の世代へも受け継がれていく持続可能な地域福祉の仕組みづくりを目指して、ボランティアや地域活動など、地域福祉活動をけん引する担い手の育成に取り組みます。

目標  
2

#### 地域のつながりや支え合いの充実

住民同士が日頃から気軽につながることができ、地域からの孤立を防げるよう、地域住民や自治会等の地域組織、ボランティア、NPO、民生委員・児童委員、事業所等の多様な主体と連携しながら、居場所・交流の場づくりの支援や、地域活動等に気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。

また、多様な主体がそれぞれの持ち味を活かしながら関係性を深め、地域の支え合いの充実や、緊急時にも備えられた地域づくりを推進します。

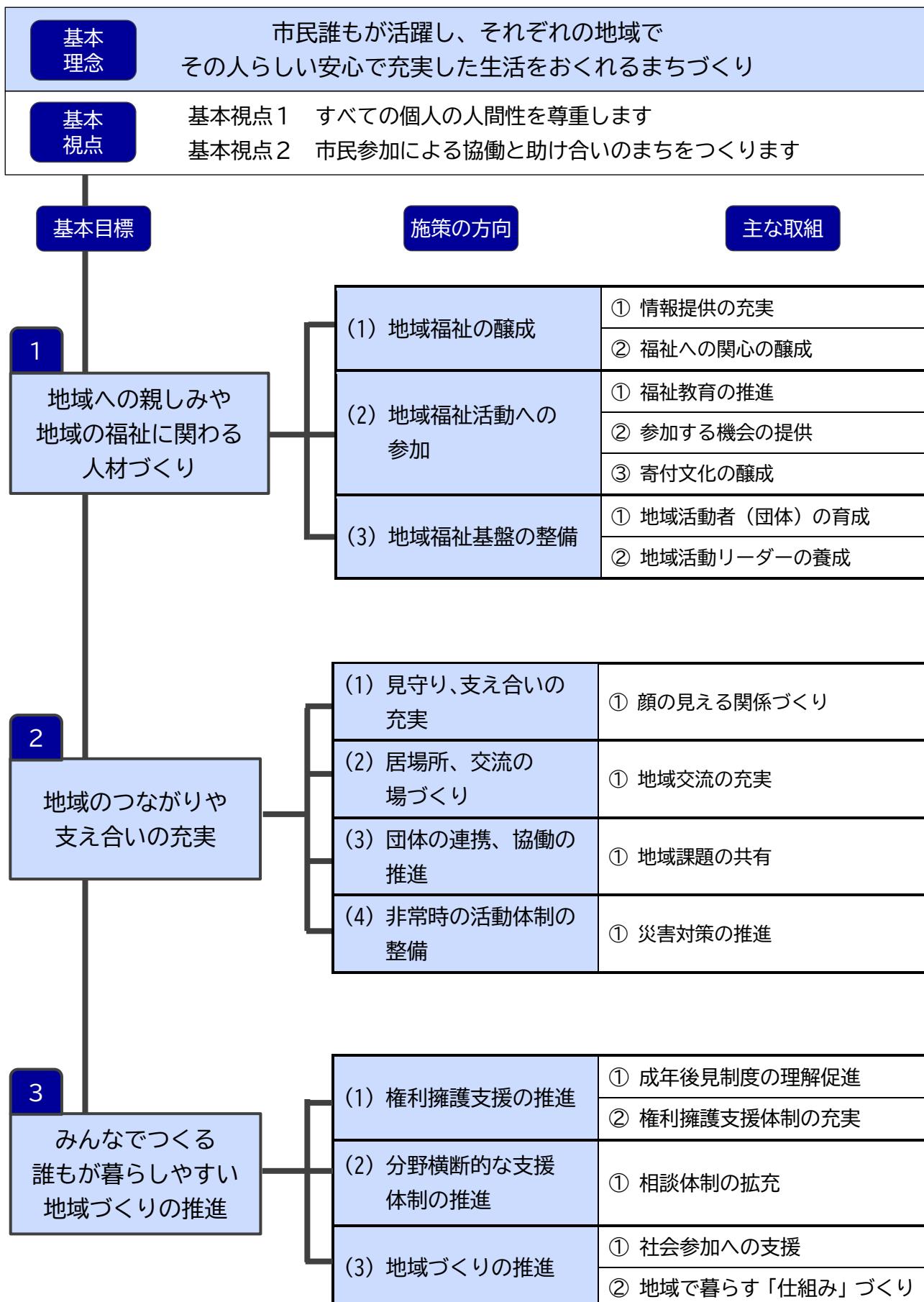
目標  
3

#### みんなでつくる誰もが暮らしやすい地域づくりの推進

高齢者や障がい者、子どもなどを含むあらゆる立場の人が、自分らしく自立し、安心した生活を送ることができるよう、権利擁護の推進や相談支援の充実に努めるとともに、地域で協力し合いながら身近な地域の生活課題に対応できるような仕組みづくりを推進します。

特に、困難な課題を抱える人（世帯）は、地域の協力が重要なため、地域の社会資源等を活かしながらネットワーク体制の整備を図るなど、支援体制の充実に努めます。

## 4 計画の体系



## 5 協働による計画の推進

本計画を円滑に推進していくためには、地域社会を構成する地域住民、事業所、団体等、社会福祉協議会、行政などが地域課題への共通認識を持つとともに、「自助」「互助・共助」「公助」というそれぞれの役割を担い、自発的・自主的な取組や協働での取組を行っていくことが重要です。

### (1) 地域住民に期待する役割

地域共生社会の実現には、地域住民、事業所、団体、社会福祉協議会、そして行政が一体となって主体的に地域福祉を推進していくことが必要です。特に、地域に住み、地域を一番よく知っている地域住民の一人ひとりが地域福祉を推進する主役といえます。地域住民は福祉サービスの利用者であるだけでなく、その提供者・サポーターでもあります。

自らの住む地域に関心を持ち、ボランティアなどをはじめとした地域活動への参加を通じて、地域福祉への関心や理解を深め、地域への愛着を持って、地域の課題を解決する活動に取り組むことが期待されます。

### (2) 事業所、団体等に期待する役割

地域福祉の推進には関係機関や事業所、団体及び企業の果たす役割は大きいと考えられます。事業所には、自主的なサービスの質の向上と多様なサービスの提供を図っていただくとともに、専門性を活かして、積極的に地域福祉の拠点としての役割を発揮してもらうことが期待されます。

団体等には、地域の支え合いの活動主体（担い手）として、地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けて柔軟に対応していただくとともに、地域住民に向けて、活動参加の受け皿を提供することが期待されます。

### (3) 社会福祉協議会の役割（地区社会福祉協議会を含む）

社会福祉協議会は、地域住民主体による多様な地域福祉活動を推進するとともに、市の様々な福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきた経緯を踏まえ、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

今後は、地域福祉を地域住民主体で推進するため、現在社会福祉協議会が実施している事業等の見直しや拡充、6つの地区社会福祉協議会（昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区）への地区担当者の配置、また、生活支援体制整備事業では第2層生活支援コーディネーターの配置により、地域住民を主体とした多様な地域資源の充実に向けた地域づくりが期待されます。

## (4) 行政の役割

市は、本計画の基本理念の実現を目指して施策を総合的に推進し、地域福祉の向上に努めます。地域福祉の活動は、地域住民や関係者等による支え合い、助け合いの活動を主体としていますが、その活動を支えていくためには、公的な福祉サービスの実施や地域における福祉活動の基盤整備などが重要です。支援の必要な人（世帯）が必要なサービスを受けられる仕組みを構築し、地域住民、事業所、団体、社会福祉協議会との連携・交流の強化を図り、福祉活動の基盤整備に取り組んでいきます。

## 第5章 事業の展開

### 基本目標1 地域への親しみや地域の福祉に関する人材づくり

#### 施策の方向1 地域福祉の醸成

地域共生社会への理解や福祉の心を育くむことが大切です。そのため、地域福祉に関する情報周知やイベントなど地域福祉に触れる機会の創出を図ります。

##### 主な取組1 情報提供の充実

社協だよりやホームページ、SNS等を通じて、社会福祉協議会が取り組んでいる事業や地域福祉に関する情報発信の充実に取り組みます。

##### 【事業】

| 事業内容                             | 計画         |       |        |             |        |          |
|----------------------------------|------------|-------|--------|-------------|--------|----------|
|                                  | 令和8年度      | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度      | 令和12年度 | 令和13年度   |
| <b>【多様な媒体を活用した福祉情報の発信】</b>       |            |       |        |             |        |          |
| ①ホームページやSNSを通じ、タイムリーな情報発信を行います。  |            |       |        |             |        | → 隨時更新   |
| ②偶数月に広報紙を発行し、新聞折込や新聞未購読世帯に配布します。 |            |       |        |             |        | → 年6回発行  |
| ③お助け手帳を発行（更新）して福祉情報を提供します。       |            |       |        |             |        | → 年1回更新  |
| ④タウン誌などを通じてイベント情報などを提供します。       |            |       |        |             |        | → 隨時情報提供 |
| 活動指標                             | 令和6年度（現状値） |       |        | 令和13年度（目標値） |        |          |
| ● ホームページ更新回数                     | 111回       |       |        | 120回        |        |          |
| ● SNS更新回数                        | 68回        |       |        | 80回         |        |          |

**主な取組2 福祉への関心の醸成**

地域福祉の大切さを身近に感じられるように、様々な住民との交流や福祉体験などが行える地域福祉フェスタの開催など、地域福祉に触れる機会の創出を図ります。

**【事業】**

| 事業内容  | 計画         |       |        |             |        |        |
|---|------------|-------|--------|-------------|--------|--------|
|   | 令和8年度      | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度      | 令和12年度 | 令和13年度 |
| <b>【地域福祉に触れる機会の創出】</b>                                |            |       |        |             |        |        |
| ①地域住民と福祉機関や団体、関係者などが集い、福祉体験や地域との交流が行える地域福祉フェスタを開催します。 | 長浦         | 昭和    | 蔵波     | 中川          | 平岡     | 根形     |
| ②市内の小学生から福祉標語を募集し、福祉について考えるきっかけづくりを図ります。              |            |       |        | 年1回募集       |        |        |
| 活動指標  | 令和6年度（現状値） |       |        | 令和13年度（目標値） |        |        |
| ● 福祉標語応募作品数   | 411 作      |       |        | 750 作       |        |        |

## 施策の方向2 地域福祉活動への参加

地域福祉活動の推進にあたっては、福祉事業者や団体、地域住民だけでなく、民間企業など多様な主体の参加が必要です。そのため、世代を問わず福祉について学べる機会の充実や、地域福祉活動への多様な参加方法について普及啓発を図ります。

### 主な取組1 福祉教育の推進

誰もが身近に福祉について学べるように、学校や地域、職場における福祉教育の推進を図ります。

【事業】

| 事業内容  | 計画         |       |        |             |        |        |
|---|------------|-------|--------|-------------|--------|--------|
|   | 令和8年度      | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度      | 令和12年度 | 令和13年度 |
| <b>【福祉教育活動の実施】</b>  |            |       |        |             |        |        |
| ①学校や地域、職場で福祉体験などのワークショップを行い、「命の大切さ」「思いやりの心」を育み、多様な生き方や考えに触れることにより地域共生社会の実現を目指します。 |            |       |        |             |        | →      |
| 活動指標  | 令和6年度（現状値） |       |        | 令和13年度（目標値） |        |        |
| ● 福祉体験会の開催回数  | 7回         |       |        | 7回          |        |        |

### 主な取組2 参加する機会の提供

地域住民がそれぞれの興味のある分野や得意な分野の活動に参加できるように、活動の場の充実や活動の支援を行います。

【事業】

| 事業内容   | 目標         |       |        |             |        |        |
|--|------------|-------|--------|-------------|--------|--------|
|  | 令和8年度      | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度      | 令和12年度 | 令和13年度 |
| <b>【ボランティアコーディネーター・生活支援コーディネーター活動の充実】</b>            |            |       |        |             |        |        |
| ①地域活動情報を発信し、地域活動のきっかけづくりをします。                        |            |       |        |             |        | →      |
| ②ニーズを掘り起し、資源調査をするなどして地域福祉活動の場を開拓します。                 |            |       |        |             |        | →      |
| ③ニーズと活動希望者をマッチングして活動へつなぐとともに、活動が継続するようにフォローアップを行います。 |            |       |        |             |        | →      |
| 活動指標   | 令和6年度（現状値） |       |        | 令和13年度（目標値） |        |        |
| ● 新規マッチング件数  | 89件        |       |        | 90件         |        |        |

**主な取組3 寄付文化の醸成**

地域福祉活動の継続的な発展のために、また、地域福祉活動への参加の一つの方法として、寄付文化の醸成を図ります。

**【事業】**

| 事業内容  | 目標    |        |        |          |        |            |
|---|-------|--------|--------|----------|--------|------------|
|   | 令和8年度 | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度   | 令和12年度 | 令和13年度     |
| <b>【参加方法の拡大】</b>  |       |        |        |          |        |            |
| ①社会福祉協議会費や寄付、共同募金への協力などの金銭的支援を通じても地域福祉活動へ参加できることについて、理解を促進します。  |       |        |        |          |        | →          |
|   |       |        |        |          |        | 金銭的支援の理解促進 |
| ②食料品（フードバンク）やペットボトルキャップなどの物品提供を通じても地域福祉活動に参加できることについて、理解を促進します。 |       |        |        |          |        | →          |
|   |       |        |        |          |        | 物品提供の理解促進  |
| ③学用品（制服バンク）の提供を通じて地域の支え合いに参加できるようにします。<br>【新規】                  | 検討    |        |        |          |        | →          |
| ④ＩＣＴを活用したキャッシュレス決済の導入など、在宅でも寄付等に参加できる環境づくりを推進します。【新規】           | 試行    |        |        |          |        | →          |
|   |       |        |        |          |        | 実施         |
|   |       |        |        |          |        | 運用開始       |
| <b>活動指標</b>   |       | 令和6年度  |        | 令和13年度   |        |            |
| ● 法人会員数   |       | 199 法人 |        | 205 法人   |        |            |
| ● 食料品寄贈量  |       | — kg   |        | 1,000 kg |        |            |

### 施策の方向3 地域福祉基盤の整備

公的なサービスだけでは対応しきれない地域の課題が増える一方で、地域福祉活動の担い手不足が懸念されています。そのため、地域福祉活動に取り組む団体の育成や地域活動リーダーの養成など、地域の福祉基盤の整備に取り組みます。

#### 主な取組1 地域活動者（団体）の育成

地域の課題に柔軟に対応できるように、新たに多様な地域活動者（団体）の育成を図るとともに、地域福祉活動を支援します。

##### 【事業】

| 事業内容   | 計画         |       |             |             |        |                       |
|--|------------|-------|-------------|-------------|--------|-----------------------|
|  | 令和8年度      | 令和9年度 | 令和10年度      | 令和11年度      | 令和12年度 | 令和13年度                |
| <b>【地域活動者（団体）の養成及び支援】</b>  |            |       |             |             |        |                       |
| ①新たなボランティアを養成するため、ボランティア養成（入門）講座の開催や、生活支援コーディネーターによる新たな地域活動者（団体）の掘り起しを推進します。 |            |       |             |             |        | →<br>年5回程度ボランティア講座の開催 |
| <b>【交流会の開催】</b>  |            |       |             |             |        |                       |
| ①地域で同じ活動をする方々が集い情報交換などをする交流会を設けます。【新規】                                       | 検討         | 試行    | →<br>交流会の開催 |             |        |                       |
| 活動指標   | 令和6年度（現状値） |       |             | 令和13年度（目標値） |        |                       |
| ● ボランティア登録者数   | 1,364人     |       |             | 1,400人      |        |                       |
| ● 住民主体の地域活動団体数   | 13団体       |       |             | 15団体        |        |                       |
| ● 交流会の開催回数   | 一回         |       |             | 一回          |        |                       |

#### 主な取組2 地域活動リーダーの養成

自ら考え、実践していく地域福祉活動のリーダーの養成に取り組みます。

##### 【事業】

| 事業内容   | 計画         |                    |        |             |        |        |
|--|------------|--------------------|--------|-------------|--------|--------|
|  | 令和8年度      | 令和9年度              | 令和10年度 | 令和11年度      | 令和12年度 | 令和13年度 |
| <b>【地域活動に係るリーダーの養成及び支援】</b>                                      |            |                    |        |             |        |        |
| ①ボランティア団体や地域活動団体の役員（リーダー）の相談支援や研修会などで情報提供を行い、資質の向上及び次世代の育成に努めます。 | 検討         | →<br>年1回リーダー研修会に参加 |        |             |        |        |
| 活動指標   | 令和6年度（現状値） |                    |        | 令和13年度（目標値） |        |        |
| ● リーダー研修会の参加人数   | 0人         |                    |        | 3人          |        |        |

## 基本目標2 地域のつながりや支え合いの充実

### 施策の方向1 見守り、支え合いの充実

高齢化や単身世帯が増える中、支援が必要な方が支援につながらないケースも生じています。支援が必要な方を早期に把握し、支援につなげられるように、地域の見守り、支え合いの充実を図ります。

#### 主な取組1 顔の見える関係づくり

日頃からの声のかけ合いや、見守り訪問活動などを通じて、顔の見える関係づくりに努めます。

##### 【事業】

| 事業内容  | 計画         |       |        |             |        |        |
|---|------------|-------|--------|-------------|--------|--------|
|   | 令和8年度      | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度      | 令和12年度 | 令和13年度 |
| <b>【地区社会福祉協議会を基盤とした関係づくり】</b>                           |            |       |        |             |        |        |
| ①ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業（定期的な訪問）を通じて孤立を防ぎ、地域とのつながりが保てるよう努めます。 |            |       |        | 月1回訪問       |        |        |
| ②敬老会やふれあいバスハイクなどの行事を通じて住民同士の交流を深め、顔の見える関係づくりに努めます。      |            |       | 年1回開催  |             |        |        |
| 活動指標  | 令和6年度（現状値） |       |        | 令和13年度（目標値） |        |        |
| ● 見守り訪問事業の訪問回数  | 月1回        |       |        | 月1回         |        |        |

## 施策の方向2 居場所、交流の場づくり

地域のつながりの希薄化が進む中、社会的な孤独・孤立の問題も懸念されています。そのため、様々な目的や状況に応じた地域の居場所、交流の場づくりを推進し、住民同士の絆を深めていきます。

### 主な取組1 地域交流の充実

サロン活動や生活支援体制整備事業など、地域性を踏まえ、地区の資源を活用しながら多様な居場所、交流の場づくりを進めます。

#### 【事業】

| 事業内容                                       | 目標         |       |        |             |        |        |
|--|------------|-------|--------|-------------|--------|--------|
|  | 令和8年度      | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度      | 令和12年度 | 令和13年度 |
| <b>【交流の場づくり】</b>                           |            |       |        |             |        |        |
| ①地区社会福祉協議会によるサロン活動の継続的な運営や新規開設に向けた支援を行います。 |            |       | 随时開催   |             |        |        |
| ②生活支援コーディネーターを通じ、地域交流の場づくりを支援します。          |            |       | 随时開催   |             |        |        |
| ③子ども食堂やシニアクラブ活動などの活動を支援します。                |            |       | 随时支援   |             |        |        |
| 活動指標                                       | 令和6年度（現状値） |       |        | 令和13年度（目標値） |        |        |
| ● サロン等の実施箇所数                               | 26か所       |       |        | 31か所        |        |        |

### 施策の方向3 団体の連携、協働の推進

地域福祉活動の担い手不足が深刻化する中、団体や事業者等の連携は不可欠です。地域福祉活動の効果的・効率的な展開が図れるように、連携・協働体制の向上に取り組みます。

#### 主な取組1 地域課題の共有

情報共有や協議の場の設定など、団体や事業者等の連携、協働を推進します。

##### 【事業】

| 事業内容   | 計画         |       |        |             |        |        |
|--|------------|-------|--------|-------------|--------|--------|
|  | 令和8年度      | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度      | 令和12年度 | 令和13年度 |
| <b>【連携・協働の推進】</b>  |            |       |        |             |        |        |
| ①社会福祉施設等連絡協議会や総合支援会議実務者会、地域ケア会議、権利擁護推進会議などの様々な協議体を通じて、地域課題等を共有して課題解決に取り組みます。 |            |       |        |             |        | →      |
| ②民生委員・児童委員協議会などの事務局として情報共有を図り、活動を支援します。                                      |            |       |        |             |        | →      |
| ③子ども食堂を実施する団体同士の意見交換や情報共有を行います。【新規】  | 検討         | 試行    |        |             | 実施     | →      |
| 活動指標   | 令和6年度（現状値） |       |        | 令和13年度（目標値） |        |        |
| ● 協議体への参加回数  | 61回        |       |        | 65回         |        |        |

## 施策の方向4 非常時の活動体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政による支援だけでは限りがあります。災害時の被害軽減や速やかな生活再建が図れるように、市と連携しながら、災害に備えた活動体制の整備を図ります。

### 主な取組1 災害対策の推進

災害時における被災者支援のため、災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けた訓練など、平時より災害に備えた体制整備を推進します。

#### 【事業】

| 事業内容   | 計画    |            |        |        |             |         |
|--|-------|------------|--------|--------|-------------|---------|
|  | 令和8年度 | 令和9年度      | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度      | 令和13年度  |
| <b>【災害に備えた体制整備】</b>  |       |            |        |        |             |         |
| ①災害時は、市と連携して災害ボランティアセンターを運営し、被災者支援を行います。   |       |            |        |        |             | 被災時に対応  |
| ②平時は、災害対策コーディネーター連絡会などの関係機関と連携してICTを活用した災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施するなど、関係構築と連携強化を図ります。 |       |            |        |        |             | 年1回訓練実施 |
| 活動指標   |       | 令和6年度（現状値） |        |        | 令和13年度（目標値） |         |
| ● 運営訓練の実施回数  |       | 1回         |        |        | 1回          |         |

## 基本目標3 みんなでつくる誰もが暮らしやすい地域づくりの推進

### 施策の方向1 権利擁護支援の推進

高齢化や単身世帯の増加が進む中、権利擁護の支援を必要とする人が増加することが予想されています。そのため、支援を必要とする人が、自らの気持ちや考えを大切にしながら、安心して地域の中で生活できるよう、市や関係機関、団体等と連携しながら、本人の意思を尊重した支援を推進します。

#### 主な取組1 成年後見制度の理解促進

権利擁護の必要な人（世帯）が支援につながりやすくなるように、また、権利擁護支援の取組への協力者が増加するように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の広報活動を行います。

##### 【事業】

| 事業内容  | 目標         |       |        |             |        |        |
|---|------------|-------|--------|-------------|--------|--------|
|   | 令和8年度      | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度      | 令和12年度 | 令和13年度 |
| <b>【成年後見制度の普及啓発】</b>  |            |       |        |             |        |        |
| ①地域住民や関係機関を対象に、成年後見制度の内容や利用方法に関する出前講座・説明会・パンフレットの配布等による周知活動を行います。 |            |       | 周知活動   |             |        |        |
| ②制度の理解を深めるために、地域の支援者や関係機関と連携した広報活動を行います。                          |            |       | 広報活動   |             |        |        |
| 活動指標  | 令和6年度（現状値） |       |        | 令和13年度（目標値） |        |        |
| ● 周知活動の回数   | 13回        |       |        | 21回         |        |        |
| ● 地域の支援者による広報活動回数   | 8回         |       |        | 13回         |        |        |

## 主な取組2 権利擁護支援体制の充実

日常生活自立支援事業の充実を図るとともに、法人後見事業の推進や市民後見人の養成、中核機関の運営など、権利擁護支援体制の充実を図ります。

## 【事業】

| 事業内容  | 計画    |            |         |        |             |            |  |  |
|---|-------|------------|---------|--------|-------------|------------|--|--|
|   | 令和8年度 | 令和9年度      | 令和10年度  | 令和11年度 | 令和12年度      | 令和13年度     |  |  |
| <b>【権利擁護支援の充実】</b>  |       |            |         |        |             |            |  |  |
| ①権利擁護支援の必要な方を適切な支援につなげていくために権利擁護支援ネットワークを構築し、本人を中心とした支援体制となるよう地域の支援者、関係機関や専門職団体等と連携を図ります。 |       |            |         |        |             | →<br>連携の推進 |  |  |
| ②判断能力に不安のある方に対して、日常生活自立支援事業の充実を図ります。  |       |            |         |        |             | →<br>充実    |  |  |
| ③身寄りのない高齢者等に対応するため仮称：新日常生活自立支援事業を実施します。<br><br>【新規】                                       | 検討    | 試行         | →<br>実施 |        |             |            |  |  |
| ④認知症や障がいのある方など判断能力が不十分な方が不利益を被ることなく、自分らしい生活を送れるように法人後見事業の推進を図ります。                         |       |            |         |        |             | →<br>実施    |  |  |
| ⑤地域の人が協力者（生活支援員、法人後見支援員、市民後見人等）として、権利擁護活動を推進するため、市民後見人養成講座などを開催し人材育成に努めます。                |       |            |         |        |             | →<br>人材の育成 |  |  |
| <b>活動指標</b>   |       | 令和6年度（現状値） |         |        | 令和13年度（目標値） |            |  |  |
| ● 日常生活自立支援事業の利用者数   | 31人   |            |         | 65人    |             |            |  |  |
| ● 仮称：新日常生活自立支援事業の利用者数   | －人    |            |         | 10人    |             |            |  |  |
| ● 法人後見受任件数  | 17件   |            |         | 25件    |             |            |  |  |
| ● 権利擁護推進会議・権利擁護支援定例会議の開催数   | 7回    |            |         | 7回     |             |            |  |  |

## 施策の方向2 分野横断的な支援体制の推進

複雑化・複合化した課題を抱えている人（世帯）が増加傾向にあります。そのため、市と連携し、制度・分野ごとの縦割りを超えて対応する包括的支援体制の構築に向けて、相談支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組みます。

### 主な取組1 相談体制の拡充

市民の困りごとや悩みに寄り添い、的確に対応できるよう、行政や各種専門相談支援機関等との連携強化など、相談体制の充実を図ります。

#### 【事業】

| 事業内容  | 計画       |            |        |        |             |        |
|---|----------|------------|--------|--------|-------------|--------|
|   | 令和8年度    | 令和9年度      | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度      | 令和13年度 |
| <b>【相談窓口・アウトリーチ型支援の推進】</b>                                  |          |            |        |        |             |        |
| ①既存の事業を通じ、本人・世帯の属性を問わず相談を受け止め共有し、支援につなげます。                  |          |            |        |        |             | → 隨時支援 |
| ②民生委員・児童委員、自治会、医療・福祉関係者などと連携し、支援が必要な人（世帯）の早期把握に努め、支援につなげます。 |          |            |        |        |             | → 隨時支援 |
| ③相談窓口に来られない人に対しても、自宅や地域に出向くアウトリーチ型の相談支援を他機関と協働して行います。【新規】   | ■ ■ → 試行 |            |        |        |             | → 隨時支援 |
| 活動指標  |          | 令和6年度（現状値） |        |        | 令和13年度（目標値） |        |
| ● 総相談件数   |          | 2,439 件    |        |        | 2,500 件     |        |

### 施策の方向3 地域づくりの推進

各地区的地域性は異なるものの、いずれの地区もコミュニティ機能が低下し、地域の課題も複雑化・複合化しています。様々な事情を抱えている人（世帯）が置かれている状況や、それぞれの意思を尊重しながら、誰もが取り残されることのない地域社会となるように、市が推進する重層的支援体制整備事業と連動した社会参加への支援や共に支え合う地域づくりに取り組みます。

#### 主な取組1 社会参加への支援

重層的支援体制整備事業（参加支援事業）の取組を通じて人と社会がつながるように、一人ひとりに寄り添う伴走支援を行います。

##### 【事業】

| 事業内容   | 計画          |            |        |        |             |              |
|--|-------------|------------|--------|--------|-------------|--------------|
|  | 令和8年度       | 令和9年度      | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度      | 令和13年度       |
| <b>【参加支援事業の推進】</b>   |             |            |        |        |             |              |
| ①複雑かつ複合的な悩みを抱え、長期間、社会から孤立している方の社会とのつながりの回復や社会参加を支援します。【新規】 | ■ ■ →<br>試行 |            |        |        |             | → 隨時支援       |
| ②賛同する企業や団体と連携して様々な経験をする場を開拓し、提供します。<br>【新規】                | ■ ■ →<br>試行 |            |        |        |             | → 経験をする場の提供  |
| ③社会参加について悩んでいる方などが自分のペースでゆっくり過ごすことのできる自宅以外の安心できる居場所を提供します。 |             |            |        |        |             | → フリースペースの開設 |
| 活動指標   |             | 令和6年度（現状値） |        |        | 令和13年度（目標値） |              |
| ● 協力企業・団体数   |             | － 団体       |        |        | 10 団体       |              |

## 主な取組2 地域で暮らす「仕組み」づくり

ひとり暮らし高齢者や生活困窮、ひきこもりなど、様々な状況にある人（世帯）の孤立を防ぎ、状況の改善や自立、社会参加につながるように、地区社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携しながら、支援が必要な人（世帯）を早期に把握し、支援につなげるとともに、継続的に見守りや地域とのつながりが図れるように共に支え合う地域づくりを推進します。

### 【事業】

| 事業内容  | 計画         |       |        |             |        |               |
|---|------------|-------|--------|-------------|--------|---------------|
|   | 令和8年度      | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度      | 令和12年度 | 令和13年度        |
| <b>【住民主体の地域づくりの推進】</b>  |            |       |        |             |        |               |
| ①地域性を踏まえ地域住民と協力しながら、地域を支える活動者・従事者（地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員など）の育成と協働の推進を図ります。 |            |       |        |             |        | →<br>育成と協働の推進 |
| ②分野を超えた連携・協働を促進し、多様なつながりが重層的に存在する地域社会を目指して、個別支援と地域づくりを連動させた地域づくりを推進します。 |            |       |        |             |        | →<br>地域づくりの推進 |
| 活動指標  | 令和6年度（現状値） |       |        | 令和13年度（目標値） |        |               |
| ● 協議の場の設置回数   | 78回        |       |        | 80回         |        |               |

# 第6章 地区の特性に応じた事業の展開

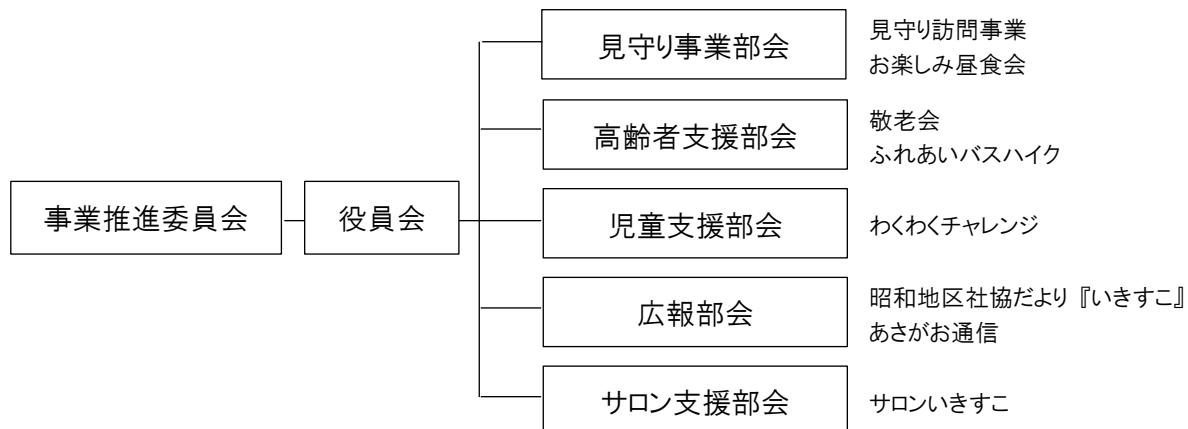
## 1 昭和地区社会福祉協議会

### (1) 地区の特徴

JR内房線袖ヶ浦駅のほか、袖ヶ浦インターチェンジ、袖ヶ浦バスターミナルが立地し、市内外を結ぶ交通拠点となっている地区です。また、市役所をはじめ市の主要施設が集積する都市的利便性が高く、袖ヶ浦駅周辺や国道16号沿道などに住宅地が形成されています。

人口は令和2年から令和7年にかけて増加し、令和7年は22,301人となっています。年齢階層別では、14歳以下の人数及び構成比が上昇している唯一の地区であり、他の地区と比べると14歳以下の人口が最も多くなっています。また、高齢化率は19.3%と他の地区に比べて最も低く、高齢化率が唯一低下しています。世帯数は増加しており、1世帯当たり人員はやや減少しています。(20~21頁参照)

### (2) 地区社会福祉協議会の組織図



### (3) 現在の取組状況

- \* 見守り訪問事業
- \* お楽しみ昼食会
- \* 敬老会
- \* ふれあいバスハイク

- \* サロンいきすこ
- \* 昭和地区社協だより
- \* あさがお通信
- \* わくわくチャレンジ



敬老会



サロン活動

## (4) 事業の展開

| テーマ1 知つてもらう  |   |
|--|---|
| 展望   | 多くの住民の方たちの目に留まりやすい広報活動に取り組みます。                          |
| 具体的な取組   |   |
| ①  | 地区社会福祉協議会の活動内容と社会福祉協議会の存在意義について、定期的に広報紙に掲載してPR活動を継続します。 |
| ②  | 各種イベントで活動内容と活動資金源についてPRを行います。                           |
| 【該当する主な事業】   |   |
| ① 広報紙「いきすこ」と「あさがお通信」の発行<br>② 敬老会、お楽しみ昼食会、バスハイク、サロンの場で社協活動のPR |   |

| テーマ2 見守る            |  |
|---------------------|--|
| 展望                  | 見守り対象者への継続的な見守り活動に取り組みます。                      |
| 具体的な取組              |  |
| ①                   | 見守り訪問活動を、毎月継続しやすいように対象者への配布品等を準備して訪問活動に取り組みます。 |
| 【該当する主な事業】          |  |
| ① ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業 |  |

| テーマ3 つながる                                      |  |
|--|--|
| 展望   | 見守り活動と連携し、家に閉じこもりの方がいない地域を目指す活動（各種集いへの参加を促す）に取り組みます。 |
| 具体的な取組   |  |
| ①  | 子ども達から高齢者まで全世代にわたって集える機会づくりに取り組みます。                  |
| ②  | 昭和地区全域に気楽に集える場「サロン」を多数開設できるように取り組みます。                |
| 【該当する主な事業】                                     |  |
| ① お楽しみ昼食会、ふれあいバスハイク、わくわくチャレンジ、敬老会<br>② サロンいきすこ |  |

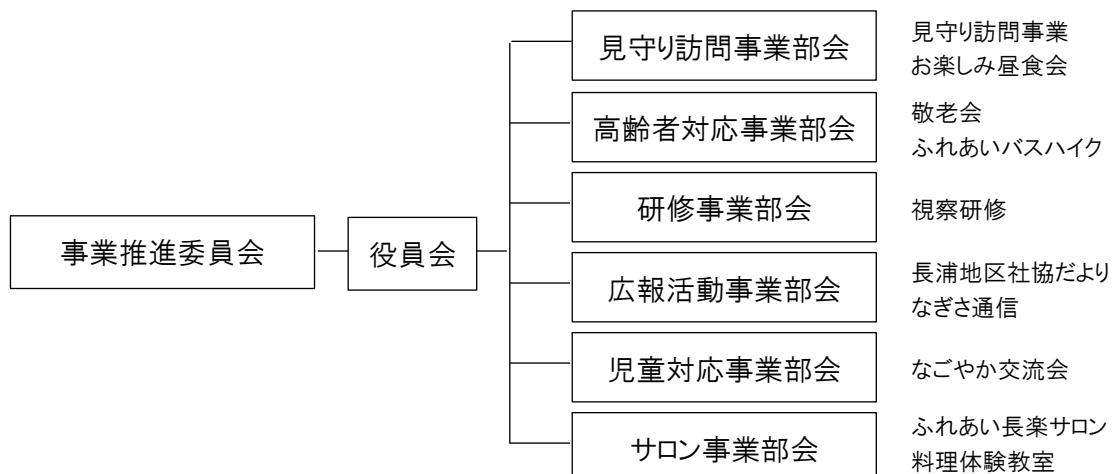
## 2 長浦地区社会福祉協議会

### (1) 地区の特徴

J R 内房線長浦駅や平成通り沿道で、市街地が形成されています。また、内陸部では椎の森工業団地が整備され、多くの事業所が立地するなど、産業面においても活力の高い地区となっています。

人口は他の地区に比べて最も多くなっていますが、令和2年から令和7年にかけて人口は増加し、令和7年は27,732人（蔵波地区を含む）となっています。年齢階層別では、14歳以下が減少し、15～64歳及び65歳以上が増加し、高齢化率は上昇して26.8%となっています。世帯数は増加しており、1世帯当たり人員は減少しています。（20～21頁参照）

### (2) 地区社会福祉協議会の組織図



### (3) 現在の取組状況

- \* 見守り訪問事業
- \* お楽しみ昼食会
- \* 敬老会
- \* ふれあいバスハイク

- \* なごやか交流会
- \* 長浦地区社協だより・なぎさ通信
- \* ふれあい長楽サロン



敬老会



サロン活動



なごやか交流会

## (4) 事業の展開

| テーマ1 知つてもらう |  |
|-------------|--|
| 展望          | 長浦地区社会福祉協議会の存在と役割をより多くの方に認識いただくとともに、地域の中で安心して、楽しく暮らせる地域づくりに取り組みます。 |
| 具体的な取組      |  |
| ①           | 広報紙やホームページ、回覧など様々な方法により、地区社会福祉協議会の認識と活動の理解を深める情報発信に取り組みます。         |
| ②           | 「楽しかった、美味しかった、来てよかった」を実感できるイベントに取り組みます。                            |
| 【該当する主な事業】  |  |
| ①           | 長浦地区社協だより・なぎさ通信発行、社会福祉協議会ホームページPR、浜宿団地回覧「浜風」掲載                     |
| ②           | ふれあい長楽サロン、お花見昼食会、敬老会、ふれあいバスハイク、料理体験教室、なごやか交流会                      |

| テーマ2 見 守 る |  |
|------------|--|
| 展望         | 地区住民の皆さんのが住み慣れたまちで、安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組みます。                                   |
| 具体的な取組     |  |
| ①          | ひとり暮らし高齢者等の孤立を防ぐことを目的に月1回の自宅訪問に取り組みます。   |
| ②          | 老若男女が集える様々な交流の場や情報交換を通じて、元気で生きがいを持って、いきいきと暮らしていける居場所づくりに取り組みます。                |
| 【該当する主な事業】 |  |
| ①          | ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業  |
| ②          | ふれあい長楽サロン、お花見昼食会、敬老会、ふれあいバスハイク、料理体験教室、なごやか交流会、保育所・小学校・中学校との情報交換、代宿地域支援センターとの交流 |

| テーマ3 つながる  |  |
|------------|--|
| 展望         | 地区住民とフレンドリーに交わり、顔の見えるつながりの機会を増やし、世代間交流や他地区との交流を通してお互いに支え合う地域づくりを目指します。 |
| 具体的な取組     |  |
| ①          | 仲間づくりの場、地域の交流の場を通じて、住み慣れた地域の中で安心して、楽しく暮らしていけるようお互いに支え合う関係づくりを目指します。    |
| ②          | 毎月第一木曜日コミカフェながうらへの参加を目指します。  |
| ③          | 長浦駅前自治連合会防災活動への参加や地域住民の防災意識向上により、お互いが支え合える地域づくりを目指します。                 |
| 【該当する主な事業】 |  |
| ①          | ふれあい長楽サロン、お花見昼食会、敬老会、ふれあいバスハイク、料理体験教室、なごやか交流会                          |
| ②          | まちづくり協議会主催コミカフェながうらへの参加、イルミネーション                                       |
| ③          | 青空の会主催夏季愛のパトロール、研修会、防災訓練への参加   |

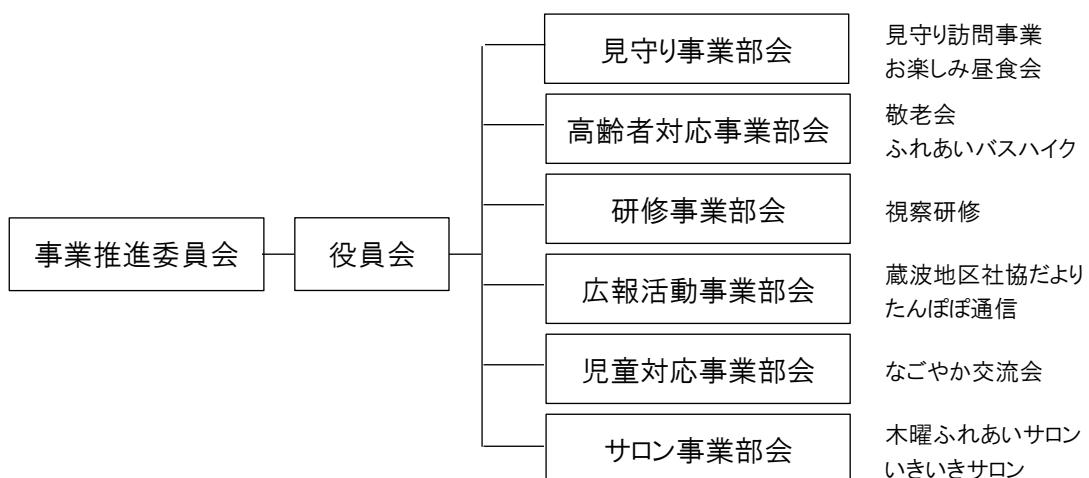
### 3 蔵波地区社会福祉協議会

#### (1) 地区の特徴

J R 内房線長浦駅の南西に位置します。蔵波川沿いは古くから形成された集落が広がり、蔵波台などは土地区画整理事業による都市基盤の整った住宅地が形成されています。

人口は他の地区に比べて最も多くなっていますが、令和2年から令和7年にかけて人口は増加し、令和7年は27,732人（長浦地区を含む）となっています。年齢階層別では、14歳以下が減少し、15～64歳及び65歳以上が増加となり、高齢化率は上昇して26.8%となっています。世帯数は増加しており、1世帯当たり人員は減少しています。（20～21頁参照）

#### (2) 地区社会福祉協議会の組織図



#### (3) 現在の取組状況

- \* 見守り訪問事業
- \* お楽しみ昼食会
- \* 敬老会
- \* ふれあいバスハイク

- \* なごやか交流会
- \* 蔵波地区社協だより・たんぽぽ通信
- \* 木曜ふれあいサロン・いきいきサロン



敬老会



サロン活動

## (4) 事業の展開

| テーマ1 知つてもらう |   |
|-------------|---|
| 展望          | 広報活動による普及啓発に取り組みます。                                 |
| 具体的な取組      |   |
| ①           | 隔月で広報紙を発行し、地区住民に対して広く地区社会福祉協議会活動の周知を行います。           |
| ②           | サロン活動等は周知チラシを作成し、圏域内の住民が気軽に参加しやすいよう工夫します。           |
| 【該当する主な事業】  |   |
| ①           | 「蔵波地区社協だより」、「たんぽぽ通信」の発行                             |
| ②           | 木曜ふれあいサロン、いきいきサロン、<br>なごやか交流会、お楽しみ昼食会、ふれあいバスハイク、敬老会 |

| テーマ2 見 守 る |  |
|------------|--|
| 展望         | 見守り訪問事業対象者への継続的な見守り活動に取り組みます。                  |
| 具体的な取組     |  |
| ①          | 見守り訪問事業に対し、配布品の準備などを継続して実施します。                 |
| ②          | 毎月の常設サロン活動に継続的に参加いただくことで、参加者相互の自主的な見守り活動を促します。 |
| 【該当する主な事業】 |  |
| ①          | ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業                              |
| ②          | 木曜ふれあいサロン、いきいきサロン                              |

| テーマ3 つながる  |  |
|------------|--|
| 展望         | 各事業を通して、地域で気軽につながれる取組を継続します。               |
| 具体的な取組     |  |
| ①          | 見守り訪問事業対象者への訪問を継続し、地域との関わりを継続できるよう促します。    |
| ②          | 社会の変遷に合わせて各種行事を工夫し、時代に合った世代間交流や地域づくりを行います。 |
| 【該当する主な事業】 |  |
| ①          | ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業                          |
| ②          | なごやか交流会、敬老会、ふれあいバスハイク、木曜ふれあいサロン、いきいきサロン    |

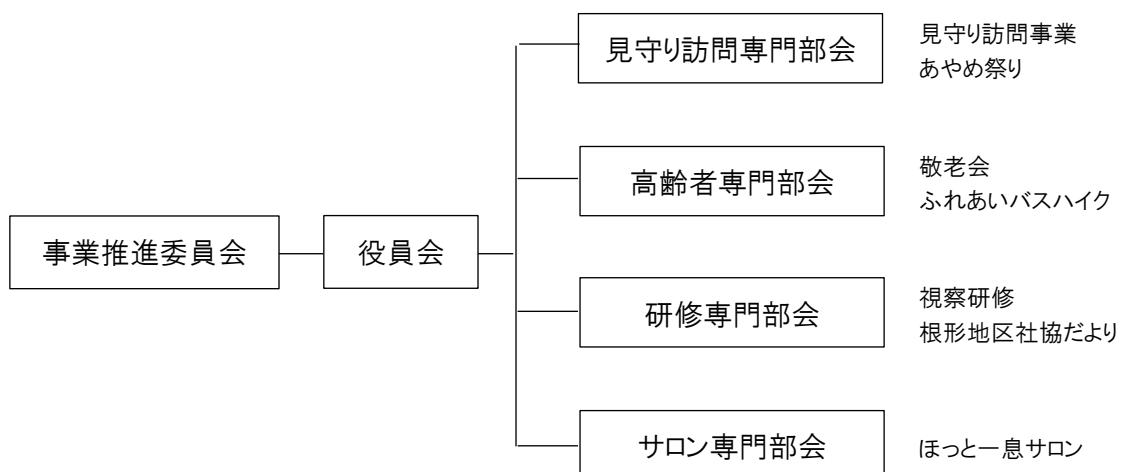
## 4 根形地区社会福祉協議会

### (1) 地区の特徴

県道南総昭和線沿いに集落が形成されており、東側ののぞみ地区は住宅地として人口が定着しております。新旧の市街地や集落地が共存する地域となっています。また、集落地の南の浮戸川沿いに水田地帯が広がり、北側の台地は畑作地帯となっています。

人口は令和2年から令和7年にかけて減少し、令和7年は5,772人となっています。年齢層別では14歳以下及び15~64歳が減少し、65歳以上の高齢者が増加となり、高齢化率は36.0%となっています。世帯数は増加しており、1世帯当たり人員は減少しています。(20~21頁参照)

### (2) 地区社会福祉協議会の組織図



### (3) 現在の取組状況

- \* 見守り訪問事業
- \* あやめ祭り
- \* 敬老会
- \* ふれあいバスハイク

- \* ほっと一息サロン
- \* 根形地区社協だより
- \* 昔遊び教室



敬老会



サロン活動

## (4) 事業の展開

| テーマ1 知つてもらう |  |
|-------------|--|
| 展望          | 地区社会福祉協議会の役割、活動をより多くの人に知つてもらうとともに、地域で安心して暮らせるような情報発信に取り組みます。 |
| 具体的な取組      |  |
| ①           | 見守り訪問活動やサロン活動を通して地域の各事業やイベントの情報発信を進めます。                      |
| 【該当する主な事業】  |  |
| ①           | 広報紙の発行   |

| テーマ2 見 守 る |  |
|------------|--|
| 展望         | 住民同士がお互いに気にし合える顔の見える関係づくりに努めます。                        |
| 具体的な取組     |  |
| ①          | 見守り訪問活動を通じて、安否確認や困りごとの相談にのります。                         |
| ②          | 集いの場を作って、顔の見える関係づくりを推進します。                             |
| 【該当する主な事業】 |  |
| ①          | ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業                                      |
| ②          | ほっと一息サロン、あやめ祭り、人が集まる機会を活用し、きめ細かな情報を手渡してきるような一言メッセージの作成 |

| テーマ3 つながる  |  |
|------------|--|
| 展望         | 次の担い手を発掘し、世代全体がつながるよう取り組みます。           |
| 具体的な取組     |  |
| ①          | 地域住民が集まる機会を利用し、地区社会福祉協議会の活動のPRに取り組みます。 |
| ②          | 昔遊び教室や福祉教育事業への協力を通じて、子どもとの交流を図ります。     |
| 【該当する主な事業】 |  |
| ①          | ほっと一息サロン                               |
| ②          | 昔遊び教室や福祉教育、袖ヶ浦高校ボランティア同好会とのコラボ         |

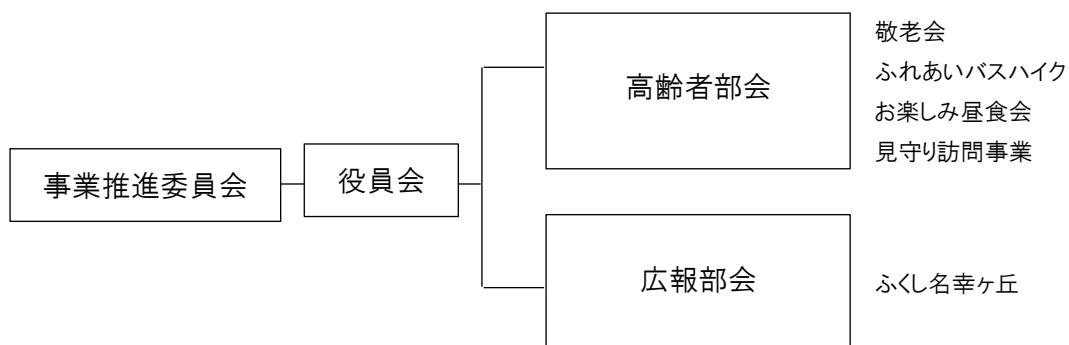
## 5 平岡地区社会福祉協議会

### (1) 地区の特徴

平岡小学校周辺などに集落が形成され、南西側の袖ヶ浦フラワーライン沿道には水田地帯が、北側の台地には畑作地帯が広がり、東側は丘陵地となっている豊かな自然が残る地区です。また、東京ドイツ村や森のまきばフォレストトレースウェイなどのレジャー施設が立地しています。

人口は令和2年から令和7年にかけて減少しており、減少数は他の地区よりも大きく、令和7年は5,148人となっています。年齢層別では、65歳以上の高齢化率が43.3%で他の地区よりも高く、令和2年よりも上昇しています。また、世帯数は増加しており、1世帯当たり人員は減少しています。(20~21頁参照)

### (2) 地区社会福祉協議会の組織図



### (3) 現在の取組状況

#### \* 見守り訪問事業

#### \* お楽しみ昼食会

#### \* 高齢者サロン※

※サロンはなぶさ、ほっともみの喜、平川菜の花サロン、鹿島BASEきずな、川原井よってけサロン、滝ヶ沢さわやかサロン、野里熟年いきいきクラブ

#### \* 敬老会

#### \* ふくし名幸ヶ丘

#### \* ふれあいバスハイク



見守り訪問



サロン活動



バスハイク

## (4) 事業の展開

| テーマ1 知ってもらう  |   |
|--|---|
| 展望   | 具体的な取組  |
| ①  | 広報紙を作成し、平岡地区社会福祉協議会で行われるイベントの活動予定や実施報告の周知に取り組みます。 |
| ②  | インターネット上で平岡地区社会福祉協議会の活動実績やイベントの活動写真等の情報発信に取り組みます。 |
| 【該当する主な事業】   |   |
| ① 平岡地区社協だより（ふくし名幸ヶ丘）発行、自治会掲示板・回覧<br>② 社会福祉協議会ホームページ、社会福祉協議会公式SNSなど |   |

| テーマ2 見守る                                    |   |
|---|---|
| 展望  | 具体的な取組  |
| ①   | ひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問し、孤立防止や健康状態の把握に取り組みます。                  |
| ②   | 高齢者サロン等の集いの場で参加者同士が交流し、お互いの安否確認や体調の変化に気づける関係づくりに取り組みます。 |
| 【該当する主な事業】                                  |   |
| ① ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業<br>② 高齢者サロン、敬老会、お楽しみ昼食会 |   |

| テーマ3 つながる                                     |  |
|---|--|
| 展望  | 具体的な取組   |
| ①   | 住み慣れた地域で住民同士が交流を深めるための居場所づくりを地域住民の協力を得ながら取り組みます。               |
| ②   | バスハイクや敬老会などの企画を通じ、ひとり暮らし高齢者をはじめ、地域の方々が顔の見える関係性を構築できるように取り組みます。 |
| 【該当する主な事業】                                    |  |
| ① 高齢者サロン<br>② ふれあいバスハイク、敬老会、お楽しみ昼食会、平岡小学校との交流 |  |

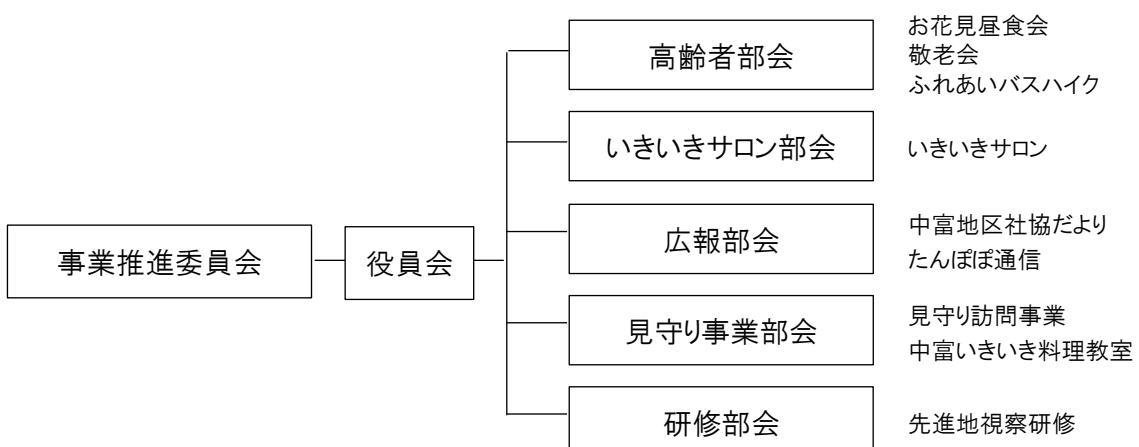
## 6 中富地区社会福祉協議会

### (1) 地区の特徴

JR久留里線横田駅、東横田駅が立地しており、横田駅周辺には市街地が形成されています。市街地及び集落は古くから形成されているほか、小櫃川を挟んで北部には豊かな田園地帯が、南部には地形的に変化に富んだ丘陵地である緑豊かな地区です。

人口は令和2年から令和7年にかけて減少しており、令和7年は5,083人となり、他の地区に比べ最も少ない人口となっています。年齢階級別では、14歳以下及び15~64歳の人口は減少し、65歳以上の人口には大きな変化はみられず高齢化率は上昇して37.4%となっています。世帯数は増加しており、1世帯当たり人員は減少しています。(20~21頁参照)

### (2) 地区社会福祉協議会の組織図



### (3) 現在の取組状況

- \* お花見昼食会
- \* 敬老会
- \* ふれあいバスハイク
- \* 中富いきいき料理教室

※成蔵区サロン、小路1区サロン、滝のロスマイルサロン、上宿区サロン

- \* 見守り訪問事業
- \* 中富地区社協だより、たんぽぽ通信
- \* いきいきサロン※



料理教室



バスハイク



お花見昼食会

## (4) 事業の展開

| テーマ1 知つてもらう |   |
|-------------|---|
| 展望          | 幅広い世代に中富地区社会福祉協議会の活動を知っていただくため、様々な媒体を活用して情報発信に取り組みます。       |
| 具体的な取組      |   |
| ①           | 広報紙を発行し、中富地区社会福祉協議会で行われるイベントや高齢者サロン等の活動予定や活動報告の情報発信に取り組みます。 |
| ②           | インターネット上で活動実績やイベントの周知等の情報発信に取り組みます。                         |
| 【該当する主な事業】  |   |
| ①           | 中富地区社協だより発行、自治会掲示板・回覧                                       |
| ②           | 社会福祉協議会ホームページ、社会福祉協議会公式SNSなど                                |

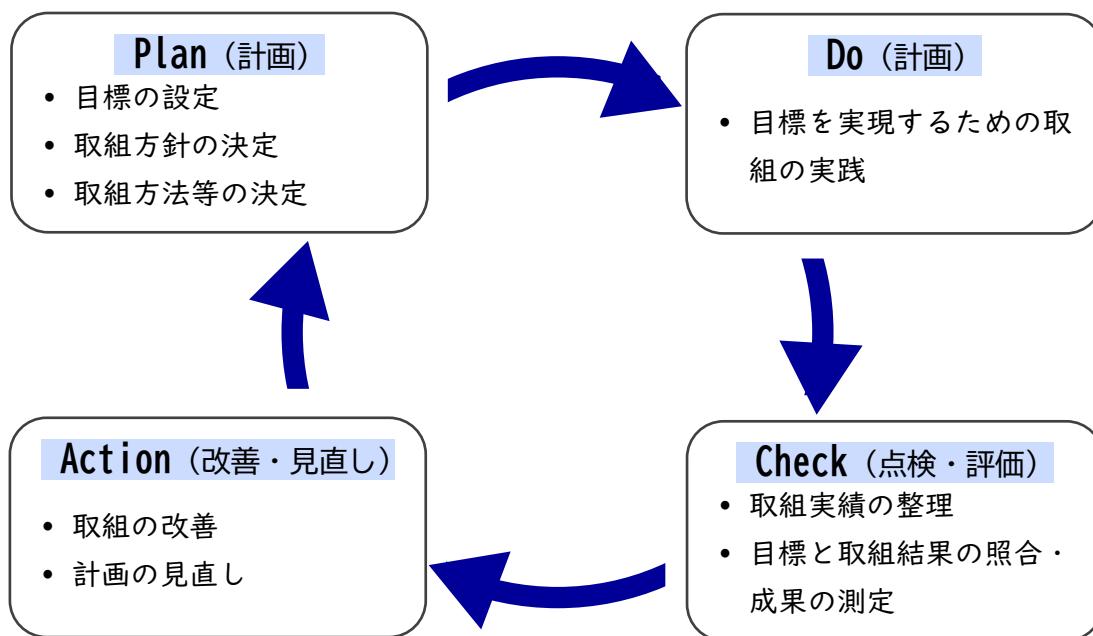
| テーマ2 見 守 る |   |
|------------|---|
| 展望         | 住民が地域とのつながりを持ちながら、安心して暮らし続けられるよう、見守り活動や居場所づくりに取り組みます。 |
| 具体的な取組     |   |
| ①          | ひとり暮らしの高齢者等を対象に自宅を訪問し、孤立の防止や健康状態の把握に取り組みます。           |
| ②          | 住民が身近な場所で交流・参加できる地域の居場所づくりに継続して取り組みます。                |
| 【該当する主な事業】 |   |
| ①          | ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業                                     |
| ②          | 高齢者サロン、敬老会、中富料理教室、ふれあいバスハイク、お花見昼食会                    |

| テーマ3 つながる  |   |
|------------|---|
| 展望         | 地域住民が顔の見える関係を築き、交流を深めることで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。                   |
| 具体的な取組     |   |
| ①          | 住み慣れた地域で住民同士がつながりを深められるよう、地域の皆さんと協力しながら居場所づくりに取り組みます。               |
| ②          | バスハイクや敬老会などの交流イベントを通して、ひとり暮らし高齢者を含む地域の皆さんと、お互いの顔が見える関係を築けるよう取り組みます。 |
| 【該当する主な事業】 |   |
| ①          | 高齢者サロン、小中学校との交流   |
| ②          | 高齢者サロン、敬老会、中富料理教室、ふれあいバスハイク、お花見昼食会、小中学校との交流                         |

## 第7章 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、社会福祉協議会の内部で施策の進捗状況や実施上の問題点を的確に把握するなど、事業の進捗管理・評価を行います。

さらに、本計画策定時に設置していた「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第5期）策定委員会」で提示し、P D C Aサイクル※に基づいて本計画の進捗状況の評価及び改善・調整等の提言をいただいた上で、その内容を公表します。



市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれる地域社会の実現や地域福祉の推進のために、社会福祉協議会が中心的役割を担うことが求められています。

各施策や事業の実施にあたっては、地域の住民や福祉関係者などとの協働を第一に考えつつ、関連性の高い事業などは効率的に実施できるよう、一体的かつ総合的に展開していきます。その際、地域住民や福祉関係者などの声を反映していくよう、様々な立場の人々が参画できる体制の整備を進めます。

また、公共性と民間性を併せ持つ民間団体としての信頼を得られるよう、「社会福祉協議会中期経営計画」に基づき、組織体制の強化や、健全運営のための自主財源の確保に取り組んでいきます。

本計画は、「袖ヶ浦市地域福祉計画（第4期）」との一体的な推進により、袖ヶ浦市との連携を図り、さらに、区・自治会、民生委員・児童委員協議会、その他の事業所、団体との連携を促進し、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

### ※P D C Aサイクル：

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つです。P D C Aは、サイクルを構成する頭文字をつなげたもので、Plan (計画) → Do (実行) → Check (点検・評価) → Action (改善・見直し) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという考え方です。

## 資料編